

通行人の主婦を襲う「通り魔 / 当り屋 犯罪企業一味」			
第3次襲撃			
訴訟襲撃と襲われた主婦側防戦の記録			
訴訟資料群 —— カーメカの命令があると保険会社は此処までやります。			
1 日本興亜損害保険㈱の裁判資料の要点			
① 衝突襲撃時有効な任意保険は加害車両に付保されていない。 ② 別の車両の保険を濫及保険で付替えるため虚偽の所有者で告訴している。 ③ 損害額を水増しする為別事故の損傷分を便乗計上している。 ④ 事故現場、状況は4回大幅に変更主張され自己矛盾ばかりである。 ⑤ 車の所有者、事故後の別保険の付替、保険金支払い先まで訴状で自己矛盾主張している。 ⑥ 日本興亜損保の主張に事実は全く無い。 ⑦ 告訴内容は定義どりの“当り屋”交通事故を装う詐欺である。			
2 告訴の性格			
① 訴訟は一方的な追突加害者が、加害者と被害者を入替えてなり代わり告訴している。 ② 加害者から被害者への求償金訴訟で逆に金を取ろうとしている。 ③ 被害者の損害は不存在請求で全て請求権を潰そうとしている。 ④ 加害者側が被害者から金を一方的に奪おうとする告訴である。 ⑤ 正に“企業ぐるみ犯罪”当り屋の面目躍如、反社会企業である。			
3 高崎簡易裁判所			
① 調停は事実を問わず・裁判所は申立て側の代理人であり公正さ無し。 ② 第2回公判から出てきた簡易裁判事はとてもその任に堪えない。 日本興亜損保の詐欺弁護士に命令され、公判時直立不動で指示を聞いている。 法の番人、法と良心よがりの、詐欺弁護士の下っ引だった。 所有権、物理現象、道路交通法知識等いずれも並みの中学生のほうがマシだろう。 ③ さながら犯罪者一味の共犯、ハシのおばさんである。 ④ 政治ばかりか裁判所まで崩壊している事実を見て驚愕した。			
4 資料INDEX			
A	加害者から被害者への求償金訴訟	口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状	H24.2.15
B	加害者から被害者への求償金訴訟	訴状	2012.2.10
C	加害者から被害者への債務不存在請求	口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状	H24.2.6
D	加害者から被害者への債務不存在請求	訴状	2012.2.1
E	加害者から被害者への求償金訴訟	答弁書	H24.2.20
F	加害者から被害者への債務不存在請求	答弁書	H24.2.20
G	加害者から被害者への債務不存在請求	追証	H24.2.20
H	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	反訴状	H24.2.20
I	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	文書送付囑託申立書	H24.2.20
J	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	準備書面(文書送付囑託申立書)	H24.3.16
K	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	送付書/自動車保険契約内容表	H24.4.5
L	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	物件事故報告書	H24.3.30
M	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	反訴答弁書	H24.4.10
N	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	証拠説明書(2012/4/11 裁判長指示による号証番号付替分) 乙号証	H24.5.2
O	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	陳述書 乙	H24.5.2
P	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	2012/4/10 反訴被告 反訴答弁書に対する反論	H24.5.2
Q	加害者から被害者への損害賠償訴訟	2012/4/10 付原告訴状訂正申立てに対する答弁書	H24.5.2
R	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	証拠説明書(2012/4/11 裁判長指示による号証番号付替分) 甲号証	H24.5.16
S	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	証拠説明書	H24.6.5
T	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	陳述書 甲	H24.5.14
U	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	第1準備書面	H24.6.18
V	加害者から被害者への債務不存在請求への反訴	第1準備書面に対する反論/証拠説明書	H24.6.19

干
群黒

殿

1 係

内線番号：(1112)

事件番号：平成24年(ハ)第108号

また通り 魔一味の御友達、市民の敵 共犯者の高崎簡易
罪犯所からの呼び出しです。

事件番号 平成24年(ハ)第108号
求償金請求事件

原告 日本興亜損害保険株式会社

被告

口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

平成24年2月15日

被告 殿

高崎簡易裁判所 1 係

裁判所書記官 竹 田

代表電話027-322-3541 内線(1112)

FAX 番号027-321-7507



頭書の事件について、原告から訴状が提出されました。当裁判所に出頭する期日及び場所は下記のとおり定められましたから、同期日に出頭してください。

なお、訴状を送達しますから、答弁書を作成し、期日の1週間前までに2部（1部はコピーでかまいません。ただし2部とも押印してください。）提出してください。

記

期 日 平成24年3月7日（水） 午前11時00分

場 所 当裁判所 第4号法廷（1階）

（注意事項）

あなたが、答弁書を提出せず、期日に出頭しない場合、原告の請求どおりの判決が出て、あなたの給料等の財産が差し押さえられることがあります。

争いのある点については、あらかじめ証拠となる書面や証人の氏名・住所などを調べて準備し、期日に持参してください。

病気やその他やむを得ない事情で期日に出頭できない場合や、弁護士、司法書士以外の人（例えば、親族や担当社員など）を代理人にしたい場合は、当裁判所にお問い合わせください。

出頭の際には、この呼出状を上記場所で示してください。

高崎簡易裁判所 1 係 御中

事件番号 平成24年(ハ)第108号

口頭弁論期日 平成24年3月7日(水)午前11時00分

事件名 求償金請求事件

原告 日本興亜損害保険株式会社

被告

答 弁 書

平成 年 月 日

住所 〒

氏名 (会社の場合は、会社名・代表者名まで記入してください。)

印

電話番号 () - FAX () -

1 書類の送達場所の届出 (口にレ点を付けてください。)

私に対する書類は、次の場所宛に送ってください。

上記の場所 (アパートやマンションの場合は、棟・号室まで記入のこと。)

上記の場所以外の下記場所 (勤務先の場合は、会社名も記入のこと。)

住所 〒

電話番号 () - FAX () -

この場所は、勤務先、営業所、その他 (私との関係は) です。

2 送達受取人の届出 (希望者のみ)

私に対する書類は、(氏名) 宛に送ってください。

3 請求に対する答弁 (口にレ点を付けてください。)

訴状 (支払督促申立書) の請求の原因 (紛争の要点) に書かれた事実について、

認めます。

間違っている部分があります。

知らない部分があります。

4 私の言い分 (口にレ点を付けてください。)

私の言い分は次のとおりです。

話し合いによる解決 (和解) を希望します。

分割払いを希望します。

平成 年 月から、毎月 日までに金

円ずつ支払う。

その他の案

(※枠内に納まらない場合は、別の用紙を利用し、この用紙に添付してください。)

白昼、堂々 通り 魔一味4回目の襲撃です。

訴 状

2012年2月10日

高崎簡易裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士

崎 幸

当事者の表示

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目7番3号

原告

日本興亜損害保険株式会社

上記代表者代表取締役 二 宮

〒370-

群馬県高崎

【送達場所】

崎法律事務所

原告訴訟代理人弁

〒370-

群馬県

被告

求償金請求事件

訴訟物の価額 金 7万5027円

ちょう用印紙額 金 1000円

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、7万5027円及びこれに対する平成23年4月10日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

1 本件交通事故の発生

訴外 井陣(以下「訴外陣」という。)と被告との間で、次の交通事故(以下「本件交通事故」という。)が発生した。

- (1) 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分頃
- (2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11
- (3) 関係車両 訴外 井哲(以下「訴外哲」という。)が所有し、訴外陣が運転する普通乗用自動車(以下「陣運転車」という。)
訴外 井陣が所有し、被告が運転する普通乗用自動車(以下「被告車」

これが有名な保険会社の詐欺の典型の手口
①加害者から被害者への損害賠償請求訴訟。
②被害者からの請求を受けないよう、債務不存在訴訟とセットです。
つまり被害者の請求権を押さえ、被害者から金をポッタクル手口です。
いつも、やってるから慣れてます。

宮、井哲、井陣、崎幸
が詐欺の共同正犯です。
自ら、詐欺を自白しているのと等価な
訴状です。

所有者、登録日は全部事項証明書に明記
自ら提出した「自動車保険契約内容表」
自動車保険の不存在も自白しています。

此処で虚偽の所有者、当り屋詐欺です。
ぶつけた加害者が逃げて、所有者を語る無関係な
者が賠償請求してきます。これは教科書どおりの
当り屋です。

という。)

(4) 事故の態様 陣運転車が車線変更する際、被告車と接触した。

2 訴外哲に生じた損害

所有もしていない第3者が損害請求したら立派な詐欺です。

本件交通事故により、陣運転車は損傷を受け、その修理額は金25万0089円である(甲1号証, 甲2号証)。

3 被告の責任

本件交通事故に関して、訴外陣にも過失は認められるものの、被告には、陣運転車の合図により陣運転車の進路変更を察知することが可能であったのに漫然進行したという前方不注視の過失が認められる。被告は、訴外哲に生じた損害のうち少なくとも3割を賠償する責任がある(民法709条)。

所有していない第3者に709条は無関係です。

本件交通事故により訴外哲に生じた損害は、陣運転車の修理費用25万0089円であり、そのうち、被告には少なくとも7万5027円を賠償する責任がある。

4 損害賠償請求権の取得

訴外哲は、原告との間で、原告を保険者、保険期間を平成22年7月17日から平成23年7月17日までとして、車両保険金額150万円などを内容とする自動車保険契約を締結し、平成23年4月9日、原告は、車両保険金額として25万0089円を訴外哲に支払い(甲3号証)、7万5027円の範囲内で、被告に対する損害賠償請求権を取得した。

此处で保険金詐欺です、登録前に別の車に掛けた全く無関係の保険で賠償請求してきます。加害車両の登録は平成22年12月です。世の中に存在しない車に掛けた保険と主張しています。

5 結論

よって、原告は、被告に対し、7万5027円及びこれに対する平成23年4月10日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

6 本件交通事故については、訴外(井陣と訴外)との間で、御庁で既に債務不存在確認請求事件(平成24年(ハ)第81号 債務不存在確認請求事件)が係属しているため、本件と併合してご審理願いたい。

証 拠 方 法

- | | | |
|---|------|--------------|
| 1 | 甲1号証 | 写真(陣運転車) |
| 2 | 甲2号証 | 修理費明細書(陣運転車) |
| 3 | 甲3号証 | 支払報告書 |

この井哲もこの自動車保険も100%この事故と無関係です。完全な詐欺です。

附 属 書 類

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証写し | 各2通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |
| 4 | 資格証明書(代表者事項証明書) | 1通 |

事故番号: 26946671 -1-01

事故日: 2011/02/20

レポート番号: R491507



【撮影日付:2011/03/09】

1



【撮影日付:2011/03/09】

2



【撮影日付:2011/03/09】

3



【撮影日付:2011/03/09】

4



【撮影日付:2011/03/09】

(1)Fバンパーカバー 変形、擦過傷

5



【撮影日付:2011/03/09】

(1)右フォグランプユニット 擦過傷 X

6

事故車損傷部写真

初回立会分・再立会分

ページ: 2 / 4

事故番号: 26946671 -1-01

事故日: 2011/02/20

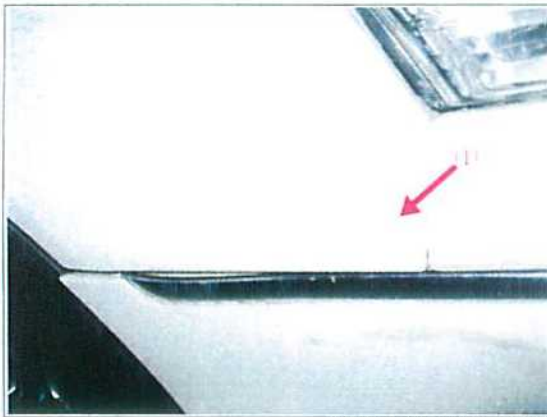
レポート番号: R491507



7 【撮影日付:2011/03/09】



8 【撮影日付:2011/03/09】



(1)右Fフェンダー 曲り、歪み B
9 【撮影日付:2011/03/09】



【撮影日付:2011/03/09】
Fバンパーカバーは社外品(エボリューション) 10



11 【撮影日付:2011/03/09】



12 【撮影日付:2011/03/09】

事故番号: 26946671 -1-01

事故日: 2011/02/20

レポート番号: R491507



【撮影日付:2011/03/09】

13



【撮影日付:2011/03/09】

14



【撮影日付:2011/03/09】

15



【撮影日付:2011/03/09】

便乗修理①
詐欺修理、被害者の
車に傷なし

(1)右ヘッドランプユニット 擦過傷 X

16



【撮影日付:2011/03/09】

17



【撮影日付:2011/03/09】

18

事故車損傷部写真

事故番号: 26946671-1-01

事故日: 2011/02/20

レポート番号: R491507

便乗修理②
詐欺修理、被害者の
車に傷なし



19

【撮影日付:2011/03/09】



20

【撮影日付:2011/03/09】



21

【撮影日付:2011/03/09】



修理費明細書

2011年06月13日

(P. 1 / 2)

新井

日本興亜損害保険株式会社

所属:

群馬SC

氏名:

合計金額 250,089 円

車名・型式	トヨタ クラウンマジェスタ 4DSUZS171 C 4000				
登録番号	高崎 330 800	初度登録	1999年12月	走行距離	67,465 Km
車台番号	UZS171-0004295	型式指定		類別区分	
エンジン型式	1UZ-FE型 (2WD)	カラーコード	062	トリムコード	
シリアル番号(※)		製造年(※)		ハット#(※)	

部品コード	修理項目/部品名称/部品番号	修理方法/指数	部品 (円)	工賃 (円)
0010	F rバンパカバー (社外品)	脱着修理	3.00	18,600 #
0020	F rバンパラインホースメント	修理	1.00	6,200 #
0046	右 F rバンパバーラインホースメント 52133-30110	取替 (O1)	1,490	
0054	右 F rバンパサイドサポート 52115-30100	取替 (O1)	880	
0060	F rバンパモール 52751-30150	取替 (O1)	4,380	
0140	右 フォグランプユニット 81211-30260	取替 (O1)	12,000	
0171	右 F rバンパサイドリテーナ NO. 3 52539-30050	取替 (O1)	440	
0173	右 F rバンパサイドリテーナ 52535-30150	取替 (O1)	190	
0174	F rバンパサイドサポート 52115-14130	取替 (O1)	1,160	*
0180	クリップ 90467-05116	取替 (O1)	100	*
0184	グロメット 90189-04156	取替 (O1)	90	
0455	右 ヘッドランプユニット 81130-3A540	取替 (O1)	0.70	62,300 4,340
0455	右 ヘッドランプユニット (LED)	加工		30,000 *
1000	右 F rフェンダ 2dm B 付加 O. 20 #	板金	1.20	7,440 e
1105	右 F rホイールオープニングモール 75871-30320	取替 (O1)	3,460	
1420	右 ラジエータサポート	板金	0.45	2,790 #
6750	F rアライメント	点検調整	0.50	3,100 #
			ページ小計	86,490 72,470

部品発注の際には、部品番号の再確認をお願いします。

(※) 輸入車のみ

装備バリエーション	

合計	
R 番 号	R 4 9 1 5 0 7
作 成 日	2011年03月18日
更 新 日	2011年03月18日
部品価格適応日	2011年02月01日

修理費明細書

2011年06月13日

(P. 2 / 2)

日本興亜損害保険株式会社

所属 群馬SC

氏名

合計金額 円

車名・型式	トヨタ クラウンマジェスタ 4DSUZS171 C 4000				
登録番号	高崎 330 800	初度登録	1999年12月	走行距離	67,465 Km
車台番号	UZS171-0004295	型式指定		類別区分	
エンジン型式	1UZ-FE型(2WD)	カラーコート	062	トリムコート	
シリアル番号(※)		製造年(※)		バンドル(※)	

部品コード	修理項目／部品名称／部品番号	修理方法／指数	部品 (円)	工賃 (円)
	塗装費用			77,720
	塗料	2K		
	塗膜	3コートパール		
	高機能塗装	無		
	塗装方法	アンダーコートを含む		
	文字書き費用			
	内張り費用			
	配線・配管費用			
	ショートパーツ		1,000	
	レッカー代1			
	レッカー代2			
	写真代他			500

部品発注の際には、部品番号の再確認をお願いします。

(※) 輸入車のみ

ページ小計 1,500 77,720

装備バリエーション	

小計	87,990	150,190
控除	0	0
課税計		238,180
消費税		11,909
非課税計		0
合計		250,089

R 番号	R491507
作成日	2011年03月18日
更新日	2011年03月18日
部品価格適応日	2011年02月01日



支払報告書 (車両・対物) 車物 1回目

報告書NO. 600558

事故番号: 26946671 事故日: 2011/02/20 契約部課: 群馬 代理店: 株式会社 サポート

証券番号: W08382546-
◆契約確認: O/L
◆入金確認: 不要
◆入金確認 (異動): 異動追徴

契約者: 井 哲

運転者: 井 陣

20 才男

(代理店預貯金済)

●車両 登録番号: 高崎 3 3

8 0 0

●対物 登録番号:

車台番号: UZS171-0004295
車名: クラウンジ スタ
所有者: 井 陣

型式: UZS171
初度: 1999/11

車台番号:
車名:
所有者:
使用者:
運転者:

SC: 群馬 SC 担当: 18 瀬林
調査 SC: 14
Adj: 67 荻原 秀彦

NO.R491507
NO.

SC: 担当:
調査 SC:
Adj: NO. NO.

今回支払合計 ¥ 250,089 今回付帯費計 ¥
遅延利息合計 ¥

分類支払: 11 普通支払 共保: 代分: なし

<車両> 種別 [1] 新規 完済 [1] 完済 損害 [1] 分損

<対物> 種別 完済 損害

Table with columns for parts (部品), labor (工賃), taxes (消費税), etc., and amounts. Total amount is 250,089.

Table for vehicle-related items: 代車 (replacement car), 事故・故障 (accident/damage), 運搬 (transportation), etc.

Table for object-related items: 部品 (parts), 工賃 (labor), 写真 (photos), etc.

Table for payment status: 支払状況 (payment status), 担保 (collateral), 未払 (unpaid), etc.

ホラ 此処に18万円未払いと明記してあるでしょ。本当の修理費は7万円5万円回収すると負担2万円。

但し、この訴訟で7万5千円被害者から詐取すると保険会社の負担はゼロ5千円余る計算になりますね。一味此処を狙います。考えがセコイです。

此処で利益隠し脱税です、これも立派な犯罪です。

全部お手盛り、したい放題 裁判所まで仲間だから 治外法権

日本国は既に法治国家では無くなっているみたいです。

支払 SC 群馬 SC 出金確認 不要 作成日 2011/04/07

支払権限 権限 作成者 林 瀬 損認承認者 支払承認者

(CL221089)



千 群属	殿
1 係 内線番号：(1112)	事件番号：平成24年(ハ)第81号

事件番号 平成24年(ハ)第81号
債務不存在確認請求事件

原告 井 陣

被告

口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

平成24年2月6日

被告 殿

高崎簡易裁判所 1 係

裁判所書記官 竹 田

代表電話027-322-3541 内線(1112)

FAX番号027-321-7507

頭書の事件について、原告から訴状が提出されました。当裁判所に出頭する期日及び場所は下記のとおり定められましたから、同期日に出頭してください。

なお、訴状を送達しますから、答弁書を作成し、期日の1週間前までに2部（1部はコピーでかまいません。ただし2部とも押印してください。）提出してください。

記

期 日 平成24年3月7日（水） 午前11時00分

場 所 当裁判所 第4号法廷（1階）

（注意事項）

あなたが、答弁書を提出せず、期日に出頭しない場合、原告の請求どおりの判決が出て、あなたの給料等の財産が差し押さえられることがあります。

争いのある点については、あらかじめ証拠となる書面や証人の氏名・住所などを調べて準備し、期日に持参してください。

病気やその他やむを得ない事情で期日に出頭できない場合や、弁護士、司法書士以外の人（例えば、親族や担当社員など）を代理人にしたい場合は、当裁判所にお問い合わせください。

出頭の際には、この呼出状を上記場所で示してください。

高崎簡易裁判所 1 係 御中

事件番号 平成24年(ハ)第81号

口頭弁論期日 平成24年3月7日(水)午前11時00分

事件名 債務不存在確認請求事件

原告 井 陣

被告

答 弁 書

平成 年 月 日

住所 〒

氏名 (会社の場合は、会社名・代表者名まで記入してください。)

印

電話番号 () - FAX () -

1 書類の送達場所の届出 (口にレ点を付けてください。)

私に対する書類は、次の場所宛に送ってください。

- 上記の場所 (アパートやマンションの場合は、棟・号室まで記入のこと。)
- 上記の場所以外の下記場所 (勤務先の場合は、会社名も記入のこと。)

住所 〒

電話番号 () - FAX () -

この場所は、勤務先、営業所、その他 (私との関係は) です。

2 送達受取人の届出 (希望者のみ)

私に対する書類は、(氏名) 宛に送ってください。

3 請求に対する答弁 (口にレ点を付けてください。)

訴状 (支払督促申立書) の請求の原因 (紛争の要点) に書かれた事実について、

- 認めます。
- 間違っている部分があります。

- 知らない部分があります。

4 私の言い分 (口にレ点を付けてください。)

- 私の言い分は次のとおりです。

- 話し合いによる解決 (和解) を希望します。

- 分割払いを希望します。

平成 年 月から、毎月 日までに金

円ずつ支払う。

- その他の案

(※枠内に納まらない場合は、別の用紙を利用し、この用紙に添付してください。)



訴 状

2012年2月1日

高崎簡易裁判所 御中
原告訴訟代理人
弁護士

みっともないから弁護士なんて記入止めれば良いのに。人間の赤っ恥。

崎 幸



当 事 者 の 表 示

〒 370 -
群馬県
原告

井 陣

またまた八百長詐欺師登場
此方は被害者に一円も払わずに済ますための訴訟です。

〒 370 -
群馬県
【送達場所】

崎 法 律 事 務 所

原告訴訟代理人弁護士

崎 幸

〒 370 -
群馬県
被告

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価額	金	33万4589円
ちょう用印紙額	金	4000円

請 求 の 趣 旨

- 1 原告の被告に対する別紙債権目録記載の債務は10万7331円を超えて存在しないことを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

- 1 本件交通事故の発生
原告と被告との間で、別紙債権目録に記載した内容の交通事故が発生した（以下「本件交通事故」という。甲1号証）。
- 2 被告に生じた損害
本件交通事故により、被告が所有し、訴外 が運転していた車両（以下「被告車という。）は損傷を受け、その修理額は金15万3330円である（甲2号証、甲3号証）。
- 3 被告からの過大な請求

自分で当て逃げしたから、車が修理できず
損金が増えただけ、極めて正当な、最小限の
請。、無礼者。八百長詐欺師め。

これに対して、被告は、原告に対し、被告車の修理費全額その他、「不稼働時代替車両
使用料」「逸失時間補填」などとして合計44万1920円の不当かつ過大な請求をし
ている（甲4号証の1～8）。

4 本件交通事故の過失割合

本件事故は、原告が運転していた車両が車線変更しようとしたところ、被告車と衝
突したものであり、本件事故の過失割合は、原告＝70％、訴外 ＝30％が
相当である。

本件事故において、被告に生じた損害は被告車の修理費用のみであり、上述の過失
割合に基づき処理すると、原告は、被告に対して、10万7331円を賠償する義務
を負うにすぎない。

5 結論

よって、原告の被告に対する別紙債権目録記載の債務は10万7331円を超えて
存在しないから、その旨の確認を求める。

証 拠 方 法

- | | | |
|----|--------|-----------------------|
| 1 | 甲1号証 | 交通事故証明書 |
| 2 | 甲2号証 | 写真(被告車) |
| 3 | 甲3号証 | 見積書(被告車) |
| 4 | 甲4号証の1 | 通知書(2011年3月27日付・被告作成) |
| 5 | 甲4号証の2 | 通知書(2011年4月2日付・被告作成) |
| 6 | 甲4号証の3 | 通知書(2011年4月9日付・被告作成) |
| 7 | 甲4号証の4 | 通知書(2011年4月17日付・被告作成) |
| 8 | 甲4号証の5 | 通知書(2011年4月24日付・被告作成) |
| 9 | 甲4号証の6 | 通知書(2011年5月8日付・被告作成) |
| 10 | 甲4号証の7 | 通知書(2011年5月30日付・被告作成) |
| 11 | 甲4号証の8 | 通知書(2012年1月4日付・被告作成) |

八百長詐欺師、思考回路イカレテルよね、一味の不始末の
指摘うけた経緯を自分で証拠に提示だって。
頭おかしくね?

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証写し | 各2通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |

別紙

債 権 目 録

下記交通事故により、被告が原告に対して有する賠償請求権

- (1) 発生場所 平成23年2月20日午後5時8分頃
- (2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11
- (3) 事故態様 原告が運転する普通乗用自動車（高崎330 800）が、車線変更する際、訴外 が運転する普通乗用自動車（高崎 ）と接触した。

副

〒 370

639

甲第 / 号証
交通事故証明書

申請者

住所

氏名

甲・乙・との続柄 (本人) ・ 代理人

事故照会番号	高崎署 第1169号		甲・乙・との続柄 (本人) ・ 代理人										
発生日時	平成23年 2月20日 午後 5時 8分ころ												
発生場所	群馬県高崎市棟高町1868-11												
甲	住所	群馬県										備考 甲・乙以外の当事者 無	
	フリガナ氏名	イジツ井 陣	生年月日										
	車種	自家用普通乗用自動車	車両番号	高崎330 800									
	自賠責保険関係	有り あいおいニッセイ同和損害保険	証明書番号	EK24139662									
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名) ・ 歩行・その他											
乙	住所											群馬損害SC 11.3	
	フリガナ氏名												
	車種	自家用普通乗用自動車	車両番号	高崎									
	自賠責保険関係	有り 東京海上日動火災	証明書番号	2L4057830									
事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名) ・ 歩行・その他												
事故類型	車両相互					車両単独					踏切	不調査中	
	人対車両	正面衝突	側面衝突	出会い頭衝突	接触	○追突	その他	転倒	路外逸脱	衝突			その他
上記の事項を確認したことを証明します。 なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。 平成 23年 3月 11日 自動車安全運転センター													
群馬県事務所 長										群馬県事務所 長			

証明番号

000639

照合記録簿の種別

物件事故



ACG10070

保険処理を語り、被害者の修理会社から無断で詐取・掠め取った修理写真、資料。

2011/03/04 19:31

事故番号 : 26946671



①

撮影日 撮影者

<コメント>

Empty comment box for image 1.



②

撮影日 撮影者

<コメント>

Empty comment box for image 2.



③

撮影日 撮影者

<コメント>

Empty comment box for image 3.



④

撮影日 撮影者

<コメント>

Empty comment box for image 4.

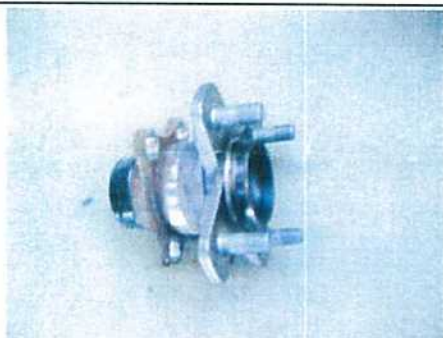


⑤

撮影日 撮影者

<コメント>

Empty comment box for image 5.



⑥

撮影日 撮影者

<コメント>

Empty comment box for image 6.

<総合コメント>

Large empty box for overall comments.

副

見積書 甲第 3 号証

見積日 平成23年02月20日

受注番号

OK

お客様名 _____ 様

お客様住所 高崎市

販売店名 _____

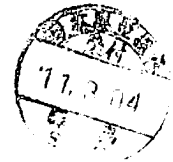
店舗名 _____

電話番号 _____

アドバイザー名 _____

登録番号	7	エンジン	3SZ
車名	bb	走行距離	053377 km
型式	QNC21-BHSGK (G)	カラーコード	T23
車台番号	QNC21-001	トリムコード	FL40
初度登録	2009/4/23		
車検有効期限	2012/4/22		

整備代金お見積額	153,330 円 (うち消費税 7,301 円)
(内訳)	
整備代金	153,330 円
引取費用	0 円
部品代	94,033 円
出張費用	0 円
技術料	59,297 円
値引	0 円



作業内容	使用部品	数量	部品代	技術料
1 R r バンパカバー (トソウズミ) 取替				3,349
2 リアバンパー		1	32,655	
3 リアバンパー サブフレーム (LH)		1	1,239	
4 クリップ		2	356	
5 フロントフェンダライク クリップ		4	672	
6 フロントフェンダライク クリップ		4	672	
7 クリップ		2	356	
8 クリップ		4	628	
9 R r バンパー穴あけ加工				2,000
10 左 クォータパネル修理				5,334
11 左 R r コンビネーションランプ脱着				2,677
12 左 R r アクスルハブ&ベアリング取替				
13 リアアクスルハブ & ベアリング ASSY RH		1	21,525	
14 左 R r ディスクホイール (アルミ) 取替				3,349
15 チューレスタイプバルブ		1	451	
16 ディスクホイール		1	34,650	
17 左 R r ホイールハブオーナメント取替				
18 ホイールハブオーナメント		1	829	
19 塗装費用				41,538
20 ショートパーツ				525
21 写真代他				525



2011/03/27

日本興亜損保㈱
群馬損害サービスC
林 敦 殿

八百長・詐欺 当り屋保険資料、前記と同じ。

当り屋保険側の資料を全部消しているところが面白い、詐欺が際立ちます。

連絡の件

1. 3月22日付 貴社書面

3月22日の電話でこちらは「解決策を提示しろ」などと言っておりません。
勝手に文書内にストーリーを作らないでください。

そちらが、「何か保険会社側の考えを提示するから見てくれ」という話でしたよね。
事故の状況は事故証明コピーを添付するので見てください、これでプロの保険会社御担当は十分判るはずです。これだけの期間実質「当て逃げ」を継続して今頃...ですね。

2. の考え

1ヶ月間 井、ゆ、貴社 の三者で 当方の電話に対し否定を継続、対応を盥回しし
当方の車両修理遅延、不稼動損失を拡大させました。

車両修理損、に加え実質「当て逃げ」で大幅に膨れた損失を含め全額補填を要求します。
詳細は下記のとおり

- (1) 車両破損損失修理代 ----- 153,330
- (2) 不稼動時代替車両使用料 ----- @6,300 X 12 日 = 75,600

P2)

- (3) 貴社「保険適用可能性無」説明 (対) に起因する請求権明確化の
ための内容証明関連費用、郵送代 ----- 31,500

350

1,140

小計 32,990

- (4) 車両修理対応、 依頼・折衝、上記項目対応に関連する の逸失時間補填
時間単価 15,000 円/時間 X 12 時間 = 180,000
(時間単価は が業務時顧客に請求する時間単価と同額。)

- (1)・(4) 総計 441,920 円

金 四十四萬零千九百貳拾円也

3. 上記を下記銀行口座に振込みいただければ収束いただいで結構です。
必要があれば下田が領収書を発行します。

口座
店番号



敬具



2011/04/02

日本興亜損保㈱
群馬損害サービスC
林 敦 宛

連絡の件/間違いの訂正

1. 3月28日付 貴社書面

文書が大間違いです、下記の趣旨に書き換えて再度送付要。

そもそも加害者一味（井、ゆ、日本興亜損保）が1ヶ月間も当て逃げを継続し、これだけ損を膨らませた事実は極めて重い。

尚、今まで一味が詐欺的行為、事実と異なる連絡を継続し続けていることから貴社が一味を代表する新井の代理人であることの証明要。

2. 訂正送付されるべき文書

加害事故に対し、一味（井、ゆ、日本興亜損保）で誤った対応を行い、〃様
“に多大な損失を出させたことを一味で深く反省し深くお詫び申し上げます。
車の早期修理復旧、損失の最小化のための連絡を受けたにも関わらず〃様に無関係
な「保険の内容」に関する一味内部の不都合に起因する理由により、今日に至るま
で、一味全員が逃げ続けたことを深く反省し、一味・3者で責任を分担し要求額につ
いては全額即時 無条件で支払いさせていただきます。

3. 立場、見解の間違い

当逃げ加害者の代理人が「お認めできません。」というのは明確に相手違い。

代理人なら一味を代表して、整理しお詫びして支払うのが当然。

「お認めできません。」は一味の中、ゆ、井宛の内輪話。

新井の父親も相当浮世離れしたモンスター加害者、重ねてあなたたち一味の対応には呆れるばかり。
一味が〃にどれくらい迷惑を掛けてきたか、電話対応した一味の〃
〃に良く確認してくださいね、こちらには何時誰がどんな嘘連絡をしたか記録有。

以上



2011/04/09

日本興亜損保㈱
群馬損害サービスC
林 敦 宛

4/4 日付 連絡の件

1. 4月4日付 貴社書面

「法的な賠償責任をかわって履行する」そうですが、弁護士法 72 条規定は大丈夫ですか、失礼ですが あなた弁護士さんですか。

前回要求したように「一味を代表する 井の代理人であることの証明要」……今まで A さんがとか言う代理人だと嘘の主張し騙した者も居ますから 正当性の証を見せてくださいね。

2. 民事だとうまく良くわかった様だから要求額を速やかに支払ってください。

2.1 事故の翌日修理するための現物査定確認要求に対し、 A さんは直ぐに見に行きます」と電話連絡し、今だに誰も B に来ていません。外した部品保管料の請求も次回出したいですけど……。プロである C の方々も「今まで是だけ嘘ついて酷い対応をした保険会社は皆無ですね」とおっしゃってます。で、この部品どうしますか 事務所に着払いで送りましょうか …… 追突が良くわかりますけど。

2.2. 以前 B 井に電話すると父親と名乗る当事者外の奴が電話を代わり、話す前に電話切るから掛け直すと、警察呼ぶぞとか、加害者の分際でよく言うよ、一味結託して 1 ヶ月も逃げたくせに。 1 ヶ月も何もしない一味が、「保険会社が適切に処理してる?」、 F さんの対応が一味では適切なんだ……。 (物差が違うな)

2.3 A さんが B に支払い保証すると言いながら何も対応しないので、直接貴社の窓口に電話したトヨタネット御担当に貴社は「本件は付保車両 (事故車へ) の車両変更手続きがされておらず、保険が支払われない典型的なケースなので 99%、先ず保険会社は無関係になります、従って、無関係」と答え、車両修理を中断させ、そのまま捨て置きましたね。この責任は明確に一味にあり、損失を最小化しようとしている G さんの活動を阻害しましたね。

2.4 更に、3/8 日電話してきた H さんもこちらの質問に次の回答してますけど。

- Q: なぜ 2 週以上放置するの?

H.A: 99% 保険適用外、社内で適用外の最終確認中。保険会社は無関係になる見通し、あと 1 週間では社内調整完了しない見込み。

車の修理代の査定は、どうせ無関係になるから対応不要

- Q: A さんが支払い保証すると B 両方に電話で言いましたけど

H.A: そうですか、それは困りました、保険対象外の見込みですから。

- Q: ネットの修理作業が A / 保険会社の齟齬連絡で中断、二次損・経費 請求しますけど。

H.A: そうですね、ただ保険会社は無関係の見込みですから。



- Q:無関係なら良いけど、1%で対応することに変更の場合はこちらの要求、支払い請求にクレーム付けないでくださいね。

HA: 井、ゆ、保険会社側の一方的責任で放置、 と無関係の内部事情なのでクレーム付きません、是だけ放置し迷惑掛けてます。

上記の通り、 林担当が引継ぐ前に、逐次通告・協議、対応方針が確定しており後は、速やかに取決めに基づく請求への支払いを履行してもらうだけです。

今更、メンバーチェンジして嘘の上塗りを繰り返して焼き直しなんて無いですよ、日本興亜さん、 林さん。

の、対応・行為はその時点で当事者を主張した一味の相手に事前通知、説明、回答完了してますから。

- 修理することの通告
- 車両修理代の通告
- 事故責任の通告 / 事故証明 (通常 甲は加害者、追突ですね)
- 二次損失請求の通告

地震、津波問題等こちらも極めて多忙なので既に決着済みの内容の禪問答はやめてください。

以上





2011/04/17

日本興亜損保㈱
群馬損害サービスC
林 敦 宛

4/12 日付 連絡の件

日本興亜さん、 林さん、あなたも相当「スロモ」ですね。

の、対応・行為はその時点で当事者を主張した一味の相手に事前通知、説明、同意回答の受領まで完了しています。

- 修理することの通告
- 車両修理代の通告
- 事故責任の通告 / 事故証明 (通常 甲は加害者、追突ですね)
- 二次損失請求の通告

上記について ライ、ルカ、吨 各者が コンタクトした各時点で のタイム-要求に、支払いに同意する回答を明確にしています。

1ヶ月以上遅れて協議済み案件の担当になったあなたの仕事は唯一つ、直ぐに支払い清算するだけ。早く、前向きに対応して請求額を清算してくださいね。

既に、 の連絡に逃げ回りながら、支払いた承をしている ライ、ルカ、日本興亜損保㈱ 一味」が今更、担当を替えて再交渉で条件組替とか馬鹿・破廉恥な話は無いでしょう。あなたもこの要求は無理筋と判っていながら主張しているでしょう、早く社内、一味と協議して要求額全額払ってね。

破廉恥な対応はいい加減にして前向き対応を宜しく願いますよ。

以上





2011/04/24

日本興亜損保㈱
群馬損害サービスC
林 敦 宛

4/18 日付 「ご連絡」 の件

日本興亜さん、 林さん、あんた相当なもんだな、極めて悪いな、それか天然系だな。

1. 上司と協議して常識がわかる奴に、担当替われ。
2. それとお前の所属の責任者に各項目について確認の社印を押印させて 1 部送り返せ。

確認項目 1

事故後、至急の「事故車現物確認要求」に明日対応すると電話回答し 2 ヶ月経過後の今でも対応しない行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ適正な対応である。

確認項目 2

井の車両は有効な保険が付保されていないと虚偽の連絡を に行い、1 ヶ月間対応を逃げて回る行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

確認項目 3

損失を最小にするための至急対応要求に対し 代理店を自称する ルガなる者が支払い保証を 連絡し、その後群馬損害サービスCが支払い不能を主張し修理妨害する行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

確認項目 4

事故後、事故・社内事情を主張し、加害者、自称代理店、保険会社 一味 3 者が、 の連絡に盟回しでしらばっくれ逃回る行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

確認項目 5

どうせ保険適用にならないからと鷹をくくり、担当が責任負担すると回答した行為は、保険が適用される状況に変化した場合 しらばっくられて、無視、踏倒すのは日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

確認項目 6

上記確認項目 1-5 を無視してしらばっくれを押通すため 担当者を替えて、 が前向きでないと極めて非常識な押付け・責任置換をする行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

上記に確認の査印をもらってから、次の話を聞きましょう。日本興亜損保の対応の前向き合い明確だよな、すごい対応だと思うだろう、御賢察しろよ。

以後 への連絡は必ず責任者の印を押印して送れ。

以上



返送用 / 日時正確に印
する

2011/04/24

日本興亜損保㈱
群馬損害サービスC
林 敦 宛

4/18日付「ご連絡」の件

日本興亜さん 林さん、あんた相当なもんだな、極めて悪いな、それか天然系だな。

1. 上司と協議して常識がわかる奴に、担当替われ。
2. それとお前の所属の責任者に各項目について確認の社印を押印させて 1 部送り返せ。

確認項目 1

事故後、至急の「事故車現物確認要求」に明日対応すると電話回答し 2 ヶ月経過後の今でも対応しない行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ適正な対応である。

確認項目 2

新井の車両は有効な保険が付保されていないと虚偽の連絡を に行い、1 ヶ月間対応を逃げて回る行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

確認項目 3

損失を最小にするための至急対応要求に対し 代理店を自称する ルガなる者が支払い保証を 連絡し、その後群馬損害サービスCが支払い不能を主張し修理妨害する行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

確認項目 4

事故後、事故・社内事情を主張し、加害者、自称代理店、保険会社 一味 3 者が、の連絡に盟回しでしらばっくれ逃回る行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

確認項目 5

どうせ保険適用にならないからと鷹をくくり、担当が責任負担すると回答した行為は、保険が適用される状況に変化した場合 しらばっくられて、無視、踏倒すのは日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

確認項目 6

上記確認項目 1-5 を無視してしらばっくれを押通すため 担当者を替えて、 が前向きでないとして極めて非常識な押付け・責任置換をする行為は日本興亜損保がいつも行う前向き・且つ極めて適正な対応である。

上記に確認の査印をもらってから、次の話を聞きましょう。日本興亜損保の対応の前向き度合い明確だよな、すごい対応だと思うだろう、御賢察しろよ。

以後 への連絡は必ず責任者の印を押印して送れ。

以上



2011年5月08日

崎法律事務所
崎先生

表題 “ご通知 (受任ご挨拶)” の件

1. 一切依頼の件
崎先生が「井 陣」の真の代理人である事の証明見せてください。保険会社の代理人ですか、井個人ですか。直ぐに5人目登板は困ります。
2. 井、その家族等関係者への連絡
本件、連絡相手はこちらで判断します、指示・命令される項目ではありません。代理人が直ぐ変わるので本人も出してください、継続性ありません。
3. 判例の適用例が違います。
車線変更ではなく 走行車線からコンビニへの信号停止中からの発進右折、追突です。コンビニを見つけて入ろうとしたと本人が 現場で事故処理の警官に説明しています。本件は 別冊 判例タイムズ 16版 188ページ本文の上3行適用です。
事故証明も追突です。
4. 代理人の継続性
野球は4人目の投手登板でもスコア、カウントは維持されます。
アホ、ヒメの発注、支払同意、連絡事項の引継ぎをしてください、法律論の前に前任者の行為があります。
崎さん4人目、こちらは1人目です。
5. 連絡事項
現在、震災復旧他で 連休、昼夜無関係に超多忙です、郵送された文書の受領・開封、回答作成に相当な遅れが出、時間がかかります、予め了承願います。

以上



2011年5月30日

崎法律事務所
KJA 崎先生

裁判所調停の件

1. 裁判所対応

下記優先で表記 意味無と思います、皆さんで協議してお止めになったら如何ですか。

2. 推奨対応

富士重工群馬製作所 人事課 里さんとの協議をお勧めします。

彼を仲介にし と協議したら会社の信頼度がありますから 10 分くらいの協議で全て完了でしょう。

同社の常勤監査役(重役)に、本件 CSR 委員会への付議も含めお願いしました、自動車メカの沽券にかけて広告どおりの CSR、CG を要求しました。

動かなければ 最後は愛知側から必要な指揮を検討します。(但し、伝家の宝刀を抜く必要は先ず無いと考えています。)

3. 波及

CSR 付議時点で関係者(雇用、取引先)の一部はレッドカードを受けると思います、あれだけチャンス、猶予があったのに無視した自己責任負担は仕方ないですね。

保険会社もしっかりした三井住友がありますから合併後の日本興亜も不要かもしれません。CSR、CG の時代、ステークホルダー多数のグローバル企業は大変です、古典的な田舎感覚は無理です。

以上

企業ぐるみ詐欺を自白した見事な資料
企業ぐるみの裏付けに社長宛本社にモニター用
送付した資料が末端まで還流した。

本社、末端が企業ぐるみで犯罪実行。
代表取締役の犯罪実行責任が鮮明、逃れられない。

2012年01月04日

日本興亜損害保険株式会社
代表取締役社長
二宮

富士重工業㈱と協業した主婦襲撃事件の責任

1. 背景

本件の発端は富士重工業㈱ 社員の 井 陣が従来から噂にある「富士重工業の組織的指示による販売促進のために自社製通行車両の破壊を目論んだ事案」と疎明される根拠がある。但し、襲撃者は不明な人間であり被襲撃車両を本来のターゲットである SUBARU DEX、兄弟車の TOYOTA "bB" と取違え 且つ、後処理に必要な任意保険を失効させていた。

通行中の自社製車両二台を交差点で後ろから追突押し出し、正面から来る自社製車両と正面衝突させ、一石二鳥で破壊 販売促進を目論むような行為は自動車産業に従事する会社が絶対に行ってはならない。

2. 日本興亜損害保険㈱ 群馬損害保険センターの襲撃

新井の襲撃時、日本興亜損保の任意保険は 2010 年 12 月 21 日付の車両入替え後 30 日満期により事故日の 2011 年 2 月 21 日には完全に失効していた。

この失効保険を富士重工業㈱の要請に日本興亜損害保険㈱は呼応して復活し被害者の主婦攻撃に共同正犯として加担した。

3. 日本興亜損害保険㈱ 群馬損害保険センター及び代理店の無法行為

3.1 富士重工業㈱の襲撃、車両破壊販売促進に加担する行為

3.2 交渉のための虚偽事項を高圧的に被害者に押付する行為

3.2.1 被害者の損害拡大サービス

被害車両の修理妨害

3.2.2 失効保険、事故後復活サービス

3.2.3 事故捏造、虚偽主張押付サービス

① 事故状況虚偽主張 その① ----- 代理店 ウィルポート 有我

② 事故状況虚偽主張 その② ----- 群馬損保 C / 詐欺師 篠崎
車の衝突位置が前後逆

③ 事故現場、状況捏造 ----- 群馬損保 C / 詐欺師 篠崎
事故現場 200m 移転 / 走行方向捏造

★★★ 此処までやるか、日本興亜損保 ★★★

- 3.3 自動車メカ不始末揉消しサービス
- 3.4 他事故上乗せ便乗修理サービス
- 3.5 善意の主婦襲撃加担サービス（虚偽・無理を高圧的に押付）
- 3.6 弁護士を名乗る詐欺師起用サービス
- 3.7 加害車両所有者虚偽主張サービス
- 3.8 簡易裁判所 犯罪行為加担・共犯化起用サービス
等々

添付資料にこれらの詳細が鮮明な立証証拠を付けて明示されている。

4. 当方の要求

日本興亜損害保険㈱の主婦襲撃は反社会的行動の代表例であり極めて悪質、コーポレートガバナンスやコンプライアンスの欠片も無い。

当方は 代表取締役社長 二宮 〇〇 〇〇 に下記を要求する。

- 4.1 襲撃を受けた被害者への企業としての謝罪と適切な対応
- 4.2 襲撃実行者、指示者、責任者の懲罰解雇を含む厳罰とその実施結果の被害者への報告
- 4.3 監査担当に厳正な監査を行わせその詳細報告書の提出

本件が無視され、2012年1月20日までに有効と認められる対応が実施されない場合、更なる被害者の増大を防止する目的で 事実をWEB上に解説付きで公開するとともに、既に、配布説明・相談が完了している、放送、政治、官庁、NPO等の活動を起動し、日本興亜損害保険㈱の反社会性を追求する用意がある。（資料は既に関係者にデータで手交済、後はブログ外待である。）

相談に応じてくれた、あいおい損保、三井住友 及び東京海上・日動 各社の関係者は、添付資料を見た後、大声で笑い、その後 驚愕していた。曰く、「これをやって公知になると、この時代 自動車保険事業を継続できない、保険料の取受さえコンビニ決済の時代ですよ！」

以上

高崎簡易裁判所 1 係 御中

事件番号 平成24年(ハ)第108号

口頭弁論期日 平成24年3月7日(水)午前11時00分

事件名 求償金請求事件

原告 日本興亜損害保険株式会社

被告

答 弁 書

平成24年2月20日

住所 〒370-

氏名(会社の場合は、会社名・代表者名まで記入してください。)

印

電話番号

AX () -

1 書類の送達場所の届出(口にレ点を付けてください。)

私に対する書類は、次の場所宛に送ってください。

 上記の場所(アパートやマンションの場合は、棟・号室まで記入のこと。) 上記の場所以外の下記場所(勤務先の場合は、会社名も記入のこと。)

住所 〒

電話番号 () -

FAX () -

この場所は、勤務先、営業所、その他(私との関係は) です。

2 送達受取人の届出(希望者のみ)

私に対する書類は、(氏名)

宛に送ってください。

3 請求に対する答弁(口にレ点を付けてください。)

訴状(支払督促申立書)の請求の原因(紛争の要点)に書かれた事実について、

 認めます。 間違っている部分があります。 知らない部分があります。

4 私の言い分(口にレ点を付けてください。)

 私の言い分は次のとおりです。

添付資料に記載のとおり。

 話し合いによる解決(和解)を希望します。 分割払いを希望します。

平成 年 月から、毎月 日までに金

円ずつ支払う。

 その他の案

和解ではなく判断をお願いします。

(※枠内に納まらない場合は、別の用紙を利用し、この用紙に添付してください。)

表記当事者間の頭書事件について、被告は次のとおり答弁する。

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- ・ 請求の原因第1項の 本件交通事故の発生 の内 交通事故の発生、(1)、(2) の事実は認め、(3) 及び (4) は否認する。
- ・ 請求の原因第2項の 訴外哲に生じた損害は否認する。
- ・ 請求の原因第3項の 被告の責任は否認する。
- ・ 請求の原因第4項の 損害賠償請求権の取得は否認する。
- ・ 請求の原因第5項の 結論は否認する。
- ・ 請求の原因第6項は認める。

第3 被告の主張

- 1 事故加害者 井陣が運転する普通乗用自動車の所有権
新井陣が運転した自動車の所有者は、本人が事故現場で申告し
添付 (乙第1号証) 群馬運輸支局長 発行の 登録事項等
証明書 現在記録に記載のとおり 井陣である。
- 2 井哲の損害 公文書で鮮明な事実
井哲は 井陣が運転する普通乗用自動車の所有権を持たな
いため当該交通事故で損害を受けていない。
- 3 請求の原因第2項の 井哲に生じた損害
従って請求の原因第2項記載の 井哲の損害は存在しない。
4. 請求の原因第3項の 被告の責任

同様に 井哲の損害は存在しないから被告の責任は存在しない。

5 請求の原因第4項の 損害賠償請求権の取得

同様に 井哲の損害は存在しないから 井哲は被告に対する損害賠償請求権を取得していない。自動車保険契約において所有者でない者が所有者として保険会社と契約する行為があったとしてもそれは自動車の真の所有権とは無関係である。

6 保険交通事故に関する加害者 井陣の責任

事故過失割合

事故証明から明確だよね

本件は混雑交差点付近における 井陣の交通法規違反および重大な過失に起因する一方的な追突事故であり 井陣の過失割合が 10 (100%) である。また、原告訴訟代理人 崎幸治弁護士らの従来からの主張は 発生場所、車両の走行道路、事故の状況等 架空のものである。(乙第2号証)(乙第3号証)

事故現場、走行方向が全く架空の別事故、ぜーんぶ嘘。

7 甲第1号証事故車損傷部写真

写真番号 16 右ヘッドランプユニット擦過傷、写真番号 19 の損傷は被告

運転車両の対応部分に傷が存在せず、衝突の位置関係から今回の事故では接触、損傷できない。従って甲2号証 修理費明細書には本件事故に起因しない修理費 100,100 円が含まれている。

(部品コード 0455 … 62,300 円、4,340 円、30,000 円

部品コード 1105 … 3,460)

便乗修理鮮明

(乙第2号証の3)(乙第2号証の4)(甲第2号証)

第2 結論

以上の経緯に基づき被告 は原告の請求の棄却、訴訟費用の原告負担を求める。

立証方法

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 乙第1号証 | 登録事項等証明書 現在記録 |
| 3 | 乙第2号証 | 事故発生状況説明 |
| 4 | 乙第3号証 | 過失割合、原告側主張の経緯 |

付属書類

- | | | |
|---|------------|-----|
| 1 | 答弁書副本 | 1通 |
| 2 | 証拠説明書正本、副本 | 各1通 |
| 3 | 乙号証正本、副本 | 各1通 |

平成24年(ハ)第108号

求償金請求事件

原告 日本興亜損害保険株式会社
被告

証拠説明書

八百長判決、公文書記載も法律も全部無視、超法規、あきれ果てる、馬鹿さ、凄みあり。裁判長は公判で、八百長詐欺師に命令されてしどろもどろ。何だこれ。

高崎簡易裁判所第1係

平成24年02月20日

被告

符号番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙第1号証	登録事項証明書現在記録	平成23年8月15日	群馬陸運支局長	加害車両 高崎33800の所有者を記載 車両登録年月日を記載	
乙第2号証	事故発生状況説明書	平成23年3月06日		事故発生状況を記載	
乙第3号証	過失割合、原告側主張の経緯	2011年09月10日		過失割合を記載 原告側架空主張を記載	

番号 00228

登録事項等証明書 現在記録

自動車登録番号		UZS171-0004295	
高崎 33C	800	井 陣	
所有者の氏名又は名称		***	
所有者の住所		***	
使用者の氏名又は名称		***	
使用者の住所		***	
使用の本拠の位置		***	
登録年月日 / 交付年月日		初度登録年月	
平成 22年 12月 21日 車		平成 11年 11月	
トヨタ		型式	
GH-UZS171		原動機の型式	
自動車の種類		1-UZ	
用途		乗用の別	
乗用		乗用	
総排気量又は定格出力		型式指定番号	
3.96 L ガソリン		10338	
乗車定員		車両重量	
5人		1710 kg	
長さ		前後軸重	
490 cm		179 kg	
幅		高さ	
179 cm		145 cm	
有効期間の終了日		請求に係る自動車登録番号又は車台番号	
平成 24年 12月 20日		高崎 330 800	

登録は主張の保険掛けてから5ヶ月後ですよね

所有者明記、訴訟の所有者と違いでしょ

備考

[群馬]、詳細登録証明
 [21年度税制]平成22年12月21日 新規登録 受検済み
 [走行距離計表示値]66,600km (平成22年12月21日)
 [旧走行距離計表示値]59,900km (平成20年9月25日)
 以下余白

乙第1号証






群馬運輸支局長

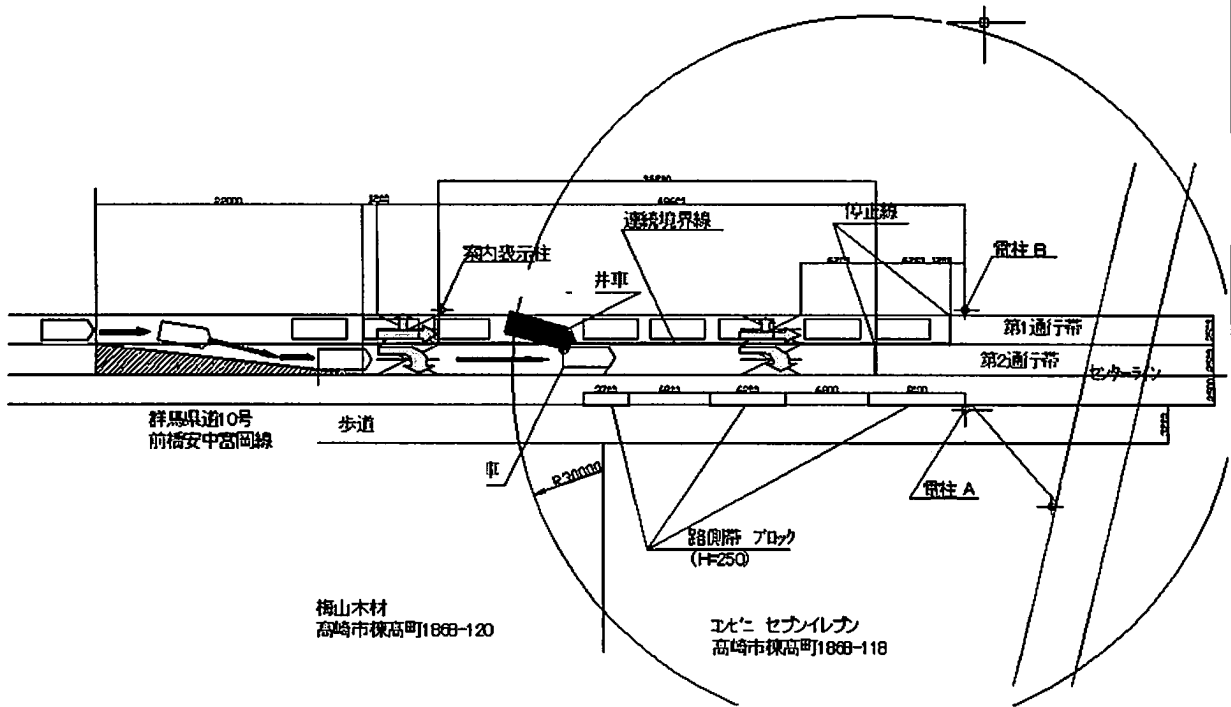
平成 23年 8月 15日

上記の通り相違ないことを証明します。

(事故発生状況説明図)

事故発生状況説明

表示例	甲：加害車両	
	乙：被害車両	
	信号停車車両	



上記図の説明

- 1 平成23年2月20日 午後5時8分ごろ、天候は良好。甲車は改造された普通乗用車（車高下、シート張）、乙車は小型乗用車。
- 2 乙車は安中方面から榑高東交差点を右折し高崎方面に向かうため分岐点から第2通行帯を進行、前方赤信号点灯を視認、停止線停止の為減速徐行し進行した。
- 3 甲車は第1通行帯で 前後の車両とともに停止していたが 右前方をほぼ通過完了した 乙車の存在を確認することなく、コンビニを目指して右折のため急発進し乙車の斜め後方から追突し、後部バンパー端付近を損傷させた。

被害車両の損傷は完全な後方からの押し込みが鮮明。

榎高東交差点 現場付近 写真
 太い矢印が写真撮影方向を示す

交互2車線から、右折車線を分割
 通行帯に誘導するが、ブレイク
 車線間は黄色線表示



写真カ

分離ポスト有、この道路は
 2台並列走行は出来ない

丁字路ここから対面2車線
 黄色線



写真キ

土曜日、17時前後の信号停車状況
 榎高東交差点は、交通量が夕刻非常に多く
 第1通行帯は赤信号で先頭車が停止すると
 2-3秒でブレイク付近まで停車車両が詰
 めで停止する。



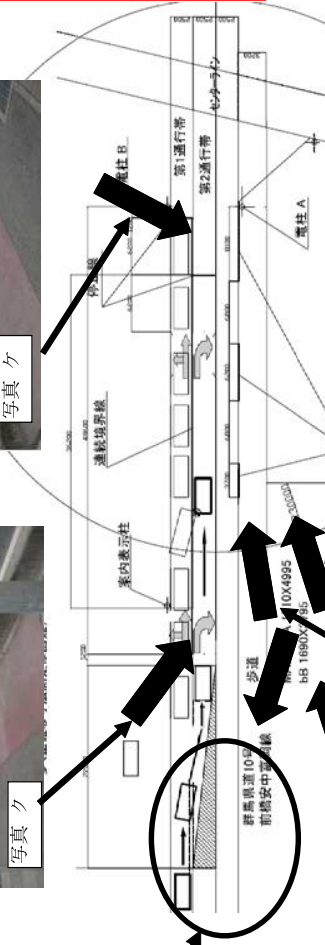
写真ク

同左
 対面側方向から撮影
 前方信号停止で即時第1通行帯
 閉塞



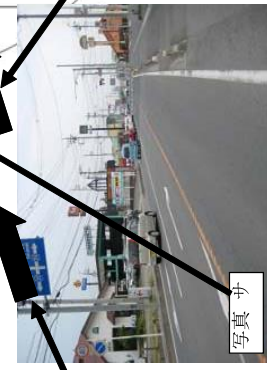
写真ケ

乙第2号証の2



写真コ

現場全景



写真サ

ブレイクの車両 通過部が
 甲車がコビニの安中方面寄、ブレイク
 隙間を目標に停止位置から発進し
 た場所



写真

停車現場保存後、乙車は前橋寄の
 第2の隙間からコンビニ駐車場に入り
 事故処理に対応した
 (警察車両到着後)

追突現場 再現写真

甲(井陣 加害車両)、乙(被害車両)の衝突痕からの再現写真 (甲車は一回り小型の車両を使用して再現例示)

乙第2号証の3



写真 R1

相対位置関係

右折のためタイヤがフェンダーから出る

- ① 甲のタイヤと乙の接触が無い為、甲は完全に追いかけて追突している。
- ② 位置関係から甲のホイールは乙に接触していない。乙の甲のヘッドランプの高さに接触痕無し。



写真 R2

甲車の運転者から乙車がこの位置に見える。

進行方向の視野に乙車が完全に入る。追突は故意または重大な過失が原因。乙車は追突を回避する手段が無い。



写真 R3

追突部を斜め後方から撮影

右折のためタイヤがフェンダーから大きく出る

- ① 甲のタイヤと乙の接触が無い為、甲は完全に追いかけて追突している。
- ② 位置関係から甲のホイールは乙に接触できない。



写真 R4

追突部を側方から撮影

追突部とタイヤの位置関係が明確である。



写真 R5

追突部を前上方から撮影

乙車の接触痕範囲からの追突部再現位置
実際の甲車は大型でありバンパーも大きい。
甲車のヘッドランプの衝突痕は乙車に無い。
(接触していない)



写真 R5

追突部を後ろ上方から撮影

乙車の接触痕長さからの追突部再現位置
実際の甲車は大型車でありバンパー部も大型である。



乙第3号証の1

過失割合、原告側主張の経緯

以下 甲： 井陣が運転する加害車両

乙： が運転する被害車両

1. 過失割合

(1) 衝突原因

乙第1号証 事故証明書記載の通り甲の追突。甲車は (ア) 改造車 (イ) 運転未熟 (ウ) 前方、進行方向不確認である。夕刻混雑交差点付近で信号停止中に無理な右折、横断強行が事故原因である。

ジャコフ、シール 違法改造、整備不良車、任意保険付保無し
これが「通り 魔重工の主張する」、コンプライアンス、社員安全徹底教育のWEBSITE 広告の鮮明な成果らしい。
総務部担当の主張する「当社にはコンプライアンスの概念無し、WEB 広告は架空です」が正・事実ですよね 総務部 担当のシムさん。

ア 改造 甲車

車高変更、各部改造を加えた安全性を落とした車両を運行している。視認性(着色シール)、操作性がメーカー標準車から劣化している。

イ 運転未熟

運転経歴が短く、十分安全運転できるレベルに無いものが改造大型車を運転する事に事故原因がある。

ウ 右折は右通行帯の中央線寄りから開始する法規である、左側通行帯上の信号停止からの右折は禁止、違反事項である。

エ 前方、進行方向不確認

交差点内 30m 連続通行区分線 通行帯内は 黄色線で区切られた禁止指示ではない、但し交通道徳・慣習として限りなく禁止ゾーンに近い。甲は自車の進行方向を全く確認せず追突している、重大な過失または故意が存在する。

(2) 被告 則 過失割合は無し (ゼロ)

事故は事故証明書のとおり追突事故。(別冊 判例タイムズ 16 ---188 頁)

ア 法を犯した行為を行っていない。

乙第3号証の2

イ 斜め後方の信号停車車両甲が 乙車の側方通過完了後突然走り出し追突することを乙車 は予見できない。

ウ 後端から 45cm 範囲に隣通行帯 信号停車中の甲車が 至近距離から発進し追突する車両の動きを乙車は回避できない。

従って 原告側加害者 甲 井陣の過失責任は 10 (100%) である。

2. 原告側主張の経緯

(1) 代理人 我喜 主張

代理人を自称する有我が 2011年 02月 22日 への電話で「事故の内容はわからないが 8 (甲): 2 (乙) 過失率だと主張した」。

(2) 訴訟代理人、崎連絡「ご通知 (受任のご挨拶)」 2011年 04月 28日付表記文書で 被告 車乙が 原告側 甲 井車に追突する判例を引用し に送付してきた。この判例を引用し過失割合は 70 (甲 井): 30 (乙 様) と主張した。この引用によれば、乙車が前方を遮った甲 井車に追突したことになり今回の衝突と損傷場所が違う (前・後逆になる) 全く根拠の無い主張である。

支離滅裂主張①

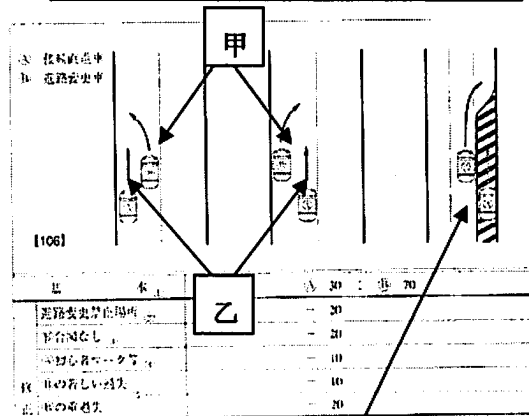
〒田原 様
川田 様

ご 通 知 (受任のご挨拶)
2011年4月23日

〒370-
群馬県
高崎市
027-370-1530(2) 370-9105
内線

親の、突然の手紙のご覧をお読み下さい。
当院は、本年2月20日付の通り、群馬県高崎市高野町1-6-1において、
ご迷惑が有る。 貴院が運転する普通乗用車(白)が、通過する普通乗用
自動車(白) (甲車)と衝突し、この間で発生した交通事故に基いて損害賠償に付して、
貴方から本件事故に関する一切を依頼された方です。
本件事故に付しましては、今後任意で対応させていただきます。ご連絡は当院までお願い
いたします。
新年及びその家族等の関係者への謝意は改めて申し上げます。
さて、本件交通事故は、 貴方が運転する普通乗用車(白)が、通過したもので、
かかる事故態様においては、 割合は70 (甲車): 30 (乙車) が基本となります (判
例同タイムズ16p186【106】)。

判例タイムズ 16 P186 /適用困難



今回はセ・アラゾー=反対車
線なのでありえない

乙第3号証の3

(3) 被告 の回答

「判例タイムズ 16 P188 / 追突」を根拠に、崎に「相手方 過失無し」を回答した。

(3) 追突事故 (被追突車に法24条違反がある場合)

追突事故の場合、基本的には被追突車には過失がなく、追突車の前方不注意や車間距離不保持等の一方的過失によるものと考えられる。したがって、一時停止の規則に従って停止した車両や渋滞等の理由で停止した車両に追突した場合の基本割合は、追突車100：被追突車0ということになる。ところで、本率申表は、法24条違反の理由のない急ブレーキをかけたために事故が発生した場合のみを前提としている。追突事故一般についてこの基準が適用になるものではない。後記「9 駐停車車両に対する追突事故」も参照されたい。

判例タイムズ 16 P188 / 追突

(4) 甲第7号証、架空事故資料 (乙第3号証の5)

訴訟代理人 崎弁護士は2011年08月25日付で 事件番号 平成23年(ノ)第36号債務額確定調停事件“甲第7号証”を送付してきた。記載事項の

ア 事故現場が架空の場所

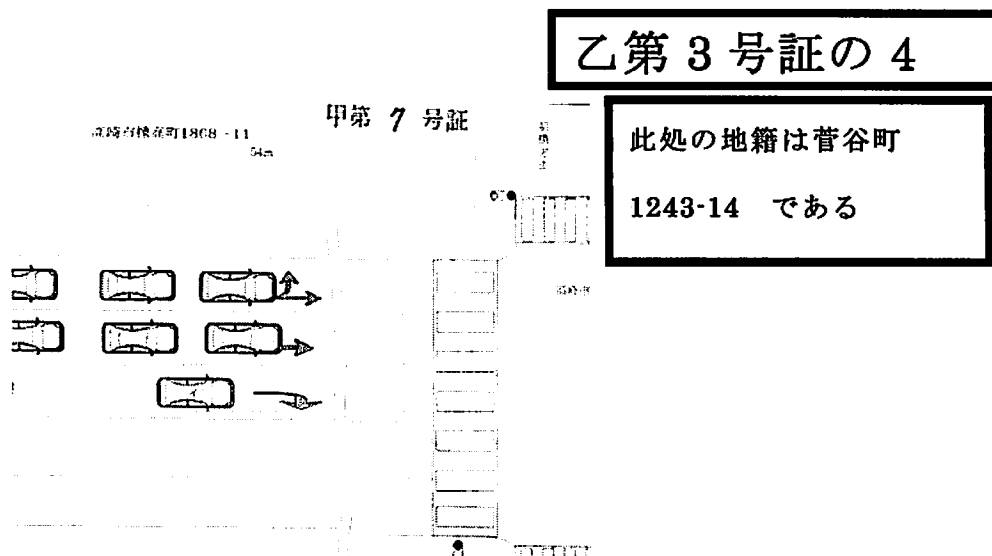
支離滅裂主張②
正常な思考回路での主張と思えない

崎弁護士送付資料の場所は 高崎渋川バイパスの片側3車線道路を明示している。同日、甲、乙 両車とも 安中方面から前橋に向かって走行しており渋川方面から高崎に向かった事実は無い。

「甲第7号証」に記載位置はモスバーガ前方 「菅谷町1243-14」である。

イ 記載された状況も架空であり、ここに記載された事故内容と被告が追突された事故は無関係である。

本主張から原告側、訴訟代理人は過失率主張の根拠の基本である、事故の事実すら把握せず 単に過失率の数字のみを主張していることが明白である。



(5) 事故現場確認

事故証明書記載の棟高町 1868-11 について高崎警察署交通課に確認を依頼した。交通事故調書の現場は「前橋安中富岡線セブンスイブソン前面での追突と明確に図示」されており、住所の表示変更等は不要との見解である。(実況見分調書は訴訟時裁判所からの送付嘱託時のみに発行との説明であった。) 尚、セブンスイブソン棟高町店の地籍は 1868-118 である。

高崎簡易裁判所 1 係 御中

事件番号 平成24年(ハ)第81号

口頭弁論期日 平成24年3月7日(水)午前11時00分

事件名 債務不存在確認請求事件

原告 井 陣

被告

答 弁 書

日

住所 〒

氏名(会社)

印

電

1 書類の送達場所の届出(口にレ点を付けてください。)

私に対する書類は、次の場所宛に送ってください。

 上記の場所(アパートやマンションの場合は、棟・号室まで記入のこと。) 上記の場所以外の下記場所(勤務先の場合は、会社名も記入のこと。)

住所 〒

電話番号() - FAX() -

この場所は、勤務先、営業所、その他(私との関係は)です。

2 送達受取人の届出(希望者のみ)

私に対する書類は、(氏名)

宛に送ってください。

3 請求に対する答弁(口にレ点を付けてください。)

訴状(支払督促申立書)の請求の原因(紛争の要点)に書かれた事実について、

 認めます。 間違っている部分があります。 知らない部分があります。

4 私の言い分(口にレ点を付けてください。)

 私の言い分は次のとおりです。

添付資料に記載のとおり。

 話し合いによる解決(和解)を希望します。 分割払いを希望します。

平成 年 月から、毎月 日までに金

円ずつ支払う。

 その他の案

和解ではなく判決をお願ひします

(※枠内に納まらない場合は、別の用紙を利用し、この用紙に添付してください。)

表記当事者間の頭書事件について、被告は次のとおり答弁する。

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- ・ 請求の原因第1項の 交通事故の発生は認める。
- ・ 請求の原因第2項の 被告に生じた損害は認める。
- ・ 請求の原因第3項の 被告からの過大な請求は否認する。
- ・ 請求の原因第4項の 本件交通事故の過失割合は否認する。
- ・ 請求の原因第5項の 結論は否認する。

第3 被告の主張

1 本件交通事故の過失割合

本件は混雑交差点付近における原告 井陣の交通法規違反および重大な過失に起因する一方的な追突事故であり原告 井陣の過失割合 10（100%）である。また、原告訴訟代理人 崎幸治弁護士らの従来からの主張は発生場所、車両の走行道路、事故の状況等 架空のものである。（甲第1号証）（平成24年（ハ）第108号 乙第2号証）
（平成24年（ハ）第108号乙第3号証）

2 被告の損害額、請求の根拠

被告は当該交通事故の被害車両の所有者である。（乙第4号証）
被告の損害額は下記項目の根拠が明確な請求であり、本件の支払いに関しては平成23年03月08日に 当時代理人の訴外 日本興亜損害保険株式会社 群馬損害保険センター の 瀬J と被告 間の電話協議で保険が適用になった場合支払う合意が成立している。

八百長、当り屋保険の 瀬さん
嘘つき、電話で全額払うとあなた確約したでしょう。

(1) 車両破損損失修理代	153,330 円
(2) 不稼動時代替車両使用料	75,600 円
(3) 請求権明確化のための内容証明関連費用、郵送料	32,990 円
(4) 車両修理対応等に関連する	の損失費用
	180,000 円

(1) ~ (4) 合計 441,920 円

(乙第 5 号証)

第 4 結論

以上の経緯に基づき被告は原告の請求の棄却、訴訟費用の原告負担を求める。

立証方法

- | | | |
|---|---------|--------|
| 1 | 乙第 4 号証 | 自動車検査証 |
| 2 | 乙第 5 号証 | 被告の損害額 |

付属書類

- | | | |
|---|------------|-------|
| 1 | 答弁書副本 | 1 通 |
| 2 | 証拠説明書正本、副本 | 各 1 通 |
| 3 | 乙号証正本、副本 | 各 1 通 |

平成24年(ハ)第81号

債務不存在確認請求事件

原告 井 陣
被告

証拠説明書

高崎簡易裁判所第1係

平成24年07月20日

被告

符号番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙第4号証	自動車検査証	平成21年4月23日	群馬陸運支局長	被害車両 高崎50 の所有者を記載	
乙第5号証	被告 の損害額	平成23年9月10日		被告の被害額を記載 支払い合意を記載	

番号 00175 A

自動車検査証

平成 21年 4月 23日

群馬運輸支局長 受理

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
高崎	平成 21年 4月 23日	平成 21年 4月	小型乗車定員	乗用	自家用	箱型	[001] 車両総重量
トヨタ		[194]	長さ	幅	高さ	前後軸重	前後軸重
QNC21			379cm	169cm	163cm	680kg	1050kg
DBA-QNC21			燃料の種類	型式指定番号		15274	390kg
所有者の氏名又は名称	原動機の型式		1.49L ガソリン	型式指定番号		15274	1325kg
所有者の住所	3SZ			型式指定番号		15274	0003
使用者の氏名又は名称	***			型式指定番号		15274	0003
使用者の住所	***			型式指定番号		15274	0003
使用の本拠の位置	***			型式指定番号		15274	0003
有効期間の満了する日	平成 24年 4月 22日			型式指定番号		15274	0003
備考	<p>【群馬】新規登録 重量税額 ¥56,700 平成 21年 4月 23日 新規登録 受検済み</p> <p>自動車重量税制] 平成 21年 4月 23日 新規登録 受検済み</p> <p>平成 22年度燃費基準達成車</p> <p>平成 10年度騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB</p> <p>以下余白</p>						

[10501 07811]

証号第4乙



裏面もご覧下さい。

被告 の損害額

乙第5号証の1

1. 損害額詳細

損害額の詳細は下記の通りである

- (1) 車両破損損失修理代 153,330 円
- (2) 不稼動時代替車両使用料 @6,300 円 X 12 日 = 75,600 円

毎週1000km走行、冬の中部山岳越えのロングツアー用の高価な7人特装・装備車は、その辺の修理屋の代車は無理
長時間修理させず不稼動にさせた奴が当然負担する金だろ。

②を代車使用)乙車(被告保有車両)は新車購入後 22ヶ月経過、事故時 53,000 Km 走行している。乙車は被告が県拠点、東京都拠点、自宅、空港間を大型の荷物を積載して走行する繁忙な業務用車である、従って同等装備・特性・信頼性の代車の使用が業務遂行上不可欠である。借用書・領収書は下田裕子宛であるが生計同一の家族 が被告 使用の為に借用しており此処での請求額に含める。

- (3) 对原告及び修理会社 への日本興亜損保側からの「保険適用可能性無」説明に起因する請求権明確化のための内容証明関連費用、郵送代 31,500 円

350 円

1,140 円

小計 32,990 円

- (4) 車両修理対応、 依頼・折衝、上記項目対応に関連する の損失費用

時間単価 15,000 円/時間 X 12 時間 = 180,000 円

(時間単価は が業務時顧客に請求する時間単価と同額。)

上記費用の内 車両修理代以外は保険適用可否にかかわらず、原告側が の対応要求に対し、自ら対応を電話で約束した通り適切に対応していれば発生しないか、極少額で済んだ内容である。

- (1) ~ (4) 合計 金 441,920 円

一味で1ヶ月以上当て逃げしたんだから損金支払いは当然。電話で払う約束、同意の形成も完了している。

乙第5号証の2

2. 損失の発生責任

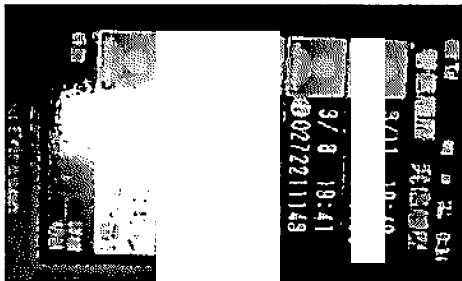
事故発生から1ヶ月間原告側関係者：井陣、保険会社代理人：有我喜久夫、日本興亜損保㈱の三者で任意保険の有効性、復活に関して係争を継続。その間被告の損失最小化提案・要求に対し対応を怠り車両修理大幅遅延、不稼動損失を拡大させた。

{通常車両修理に保険を適用する場合保険会社の確認同意無しに修理会社は修理着手できない。(確認同意無しの場合査定額の差で修理会社と保険会社で不払い要因となる。)}

原告は下記「日本興亜損保㈱担当 瀬良 (以下：ロセ) の被告への謝罪、支払合意」に対し全額を被告に支払う義務がある。下記が平成23年3月8日の日本興亜損保㈱担当 ロセから被告への連絡である。

平成23年3月22日保険有効復活に関する日本興亜損保担当 林から反訴原告への通知により本支払合意が確定した。

5) 日本興亜損保 ㈱は「任意保険は失効」の連絡とともに、長期間「井-日本興亜間の揉め事で」への対応が酷いことを謝罪した。その際、万一復活時には被害車両修理費、代車、その他2次損まで要求どおり支払うと説明、同意・支払合意した。(復活は99%以上無く、100%無いことの社内確認手続き中と説明した)。

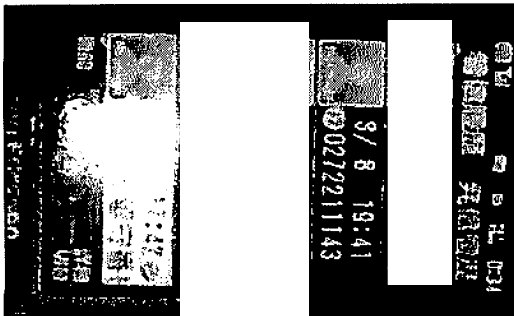


左記⑤が㊦からの着信記録。
電話番号027-221-1143
は日本興亜損保 群馬損害保険センター
の番号と一致した。

乙第5号証の3

2011年03月08日 19:41 着信

日本興亜損保 群馬損害保険センター 瀬良 (以下 ロセと記載)
と被告 の電話通話記録



左記⑫ が からの着信記録
電話番号 027-221-1143
は日本興亜損保 群馬損害保険センター
の番号と一致した。

S :

H : 瀬 (以下 ロセ)

S1 はい、 です

H1 日本興亜損保 群馬損害保険センターの ロセです。

S2 今車運転中なのでこのまま、2-3分待ってください、 の公園駐車場に入れますから。はい、公園駐車場に入れて車停めたのでOKです、続けてください。

H2 井の交通事故の件で連絡を

S3 1ヶ月近く何も対応してませんが酷いな、どうしてくれるんですか。なんで、こんなに時間がかかるんですか。

S4 何かとかいう訳の判らない代理店 という奴が電話してきたけど、修理前の確認はすっぽかすし、8割支払いは保証すると こ電話発注したまま放出しですけど。

S5 これ本物の代理店ですか。

H3 何かは確かにうちの代理店です。

S6 最低8割支払保証の電話発注は有効ですよ、合意形成すれば電話でも発注完了、支払い義務がありますよね。

H4 はい。そうですか、それは困りました、任意保険が99%以上適用・支払いできない。代理店は保険会社と同じだからそこが払うと連絡すると保険会社が言ったのと同じで発注になります。

S7 99%以上支払いできないって、何かの言うとおりの保険失効ですよ。

H5 社内規則ではっきり申し上げられませんが、任意保険が99%以上適用・支払いできないということです。

S8 残りの1%で何かはありうるんですか。

H6 今社内で確認中です。

乙第5号証の4

- S9 確認してもう1ヶ月もやってて、いい加減で決まるでしょう、すぐ決めてくださいよ。
- H7 いや1週間ではとても無理です、2-3週以上かかります。
- S10 は、まだそんなに掛けてやるの、酷いな。 確認は復活のための確認ですか。
- H8 いえ、完全に100%駄目なことの最終確定手続きです。
- S11 と言うことは復活可能性は無いということ。
- H9 ほぼそうなります。支払い不可の時は保険会社は完全に降ります。あとは、個人間の話、保険会社も代理店も何も知りません。
- S12 でも電話発注分の支払い義務がある。
事故後 修理前立会だけすれば3-4日で修理完了できたものを、何故放置したんですか。2週間以上修理完了せず、最後はこれ以上損できないから の個人支払い保証入れて修理しました、損失甚大ですけど。大損出るのがわかっていて放置したでしょう。何故判っていて立会いしなかったんだよ。あのままだとまだ修理着手も出ていないはずだ。
- S13 今回の任意保険の揉め事に は関係・責任あると言いますか。
- H10 いえ、単純に 井と保険会社の不具合なので、 さんは全く無関係、大変ご迷惑をおかけしています、申し訳ありません。
- S14 迷惑レベルが違う、でどうしてくれるんですか。
- H11 修理費査定は 宛どおり、あとで高い、安いは言わず請求どおりに支払います。領収書も 宛でOKです 査定レベル差の件は言いません。
- S15 代車費用も出てますけど、仕事用の足を取られちゃ話にならない、支払いOKですよ、ね、酷いことするから、修理屋に何度も出向いたり対策資料書いたり、すごい手間ですよ2次損 週あたり5万円以上発生ですけど。これも請求出しますから。支払いはいいですよ、ね。
- H12 多分保険会社は無関係になりますけど、適用のときはいいです、請求どおりに支払います。全てこちら側の責任ですから。
- S16 再度確認しますよ、いいですか。 保険が適用になった場合は 修理費、代車費用、2次損失これらを からの請求どおりに支払う、これで間違いないですね。
- H13 はい、いいです。多分保険会社は無関係になりますけど。
- S17 とにかく早く対応してくださいよ、支払いの件は再確認しました、あとでまた逃げないでくださいよ。
- H14 できるだけ早く対応します。

以上

御 計 算 書

乙第5号証の5

No. 31135941
9日

お客様?

ご芳名 様

ご来店ありがとうございました。
またのお越しをお待ちしております。

項 目	受 注 No.	金 額
サービス	3193303	153,330

お預り金額 Y153,330
釣 銭 Y0

合 計 金 額 (内消費税)	Y153,330 ()
-------------------	-----------------

領 収 証

No. 31135941

¥153,330 也

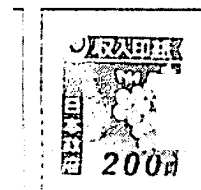
(内消費税)

上記金額正に領収いたしました。
金額訂正および領収印の無いものは無効です

平成23年 3月 9日

お支払方法 現金

153,330





借用書

私は、下記借入条項に同意し、以下の車両を 平成 23年 2月 21日(午前9:00)から
平成 23年 3月 4日(午後19:00)まで借り入れます。

借入車両の表示

- 1 車両番号
- 2 車種

記

借入条項

- 1.借入者は、借用車両を十分な注意を払い、責任を持って管理する。
- 2.借入者は、交通ルールの遵守と安全運転を心がける。
- 3.返却日時を遵守し、燃料を満タンにして返却する。
延長の場合は2日以前に申出て事前了解を得る条件とする。
- 4.借入車両の同居の親族以外への転貸し、質入をしない。
- 5.返却までの期間、借入者の不注意、不可抗力を問わず、車両の破損、盗難等で現状のまま返却不能となった場合は、協議のうえ等価の賠償をする。
- 6.返却までの期間に発生した故障は、その内容や状況に応じて責任割合を協議し、相応の修理代金を支払う。
- 7.返却期日前であっても、貸主が返却を要請した場合、速やかに返却する。
- 8.借用代金 はトヨタP2 同額 6,300¥/日 X 日数 とする。

領収書

下記金額領収しました。
6,300 X 12日分 合計 ¥75,600-



2011年3月4日

高崎市
井陣殿

高崎

請求書

2月20日 井陣氏、側後方
追突事故起因による、自動車修
理費用の支払いを請求します。
(受損車両)

金額 15万3千3百3拾円

明細は別郵便送付のとおり。

2. 支払先 指定口座

群馬銀行

店番号 1

普通預金口座

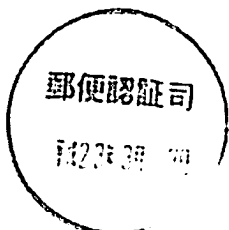
3. 支払期限

2011年3月15日銀行営業時間

4. 特記事項

日本興亜損保代理店 ルガ
を名乗る人物が電話を掛けてき
ましたが、本日までに修理、当
方の稼動損を防止するため有効
な対応は一切ありません。

以上



群馬県高崎市... 株式会社



平成24年(ハ)第81号

債務不存在確認請求事件

原告 井 陣
被告

証拠説明書

高崎簡易裁判所第1係

平成24年02月20日

被告

符号番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙第1号証	登録事項証明書現在記録	平成23年8月15日	群馬陸運支局長	加害車両 高崎33800の所有者を記載 車両登録年月日を記載	
乙第2号証	事故発生状況説明書	平成23年3月06日		事故発生状況を記載	
乙第3号証	過失割合、原告側主張の経緯	2011年09月10日		過失割合を記載 原告側架空主張を記載	

番号 00228

登録事項等証明書 現在記録

自動車登録番号		車台番号	
高崎 330	800	UZS171-0004295	
所有者の氏名又は名称		井 陣	
所有者の住所		*****	
使用者の氏名又は名称		*****	
使用者の住所		*****	
使用の本拠の位置		*****	
登録年月日 / 交付年月日	初度登録年月		
平成 22年 12月 21日	平成 11年 11月		
トヨタ		型式 [194]	
GH-UZS171		原動機の型式	
自動車の種別		用途	
乗用		乗用	
普通		乗用	
総排気量又は定格出力		燃料の種類	
3.96		ガソリン	
乗車定員		最大積載量	
5人		1710kg	
長さ		幅	
490mm		179mm	
高さ		高さ	
145mm		930mm	
有効荷面の潤滑する日		請求に係る自動車登録番号又は車台番号	
平成 24年 12月 20日		高崎 330 800	
		型式指定番号	
		10336	
		類別区分番号	
		[001]	
		車両総重量	
		0002	
		前後軸重	
		1985kg	
		前後軸重	
		780kg	

脚考
 [群馬]、詳細登録証明
 [21年度税制]平成22年12月21日 新規登録 受検済み
 [走行距離計表示値]66,600km (平成22年12月21日)
 [旧走行距離計表示値]59,900km (平成20年9月25日)
 以下余白

乙第1号証

上記の通り相違ないことを証明します。 平成 23年 8月 15日



群馬運輸支局長

裏面もご覧下さい。

榎高東交差点 現場付近 写真
 太い矢印が写真撮影方向を示す

交互2車線から、右折車線を分割
 通行帯に誘導するが、ブレイク
 車線間は黄色線表示



分離ポスト有 この道路は
 2台並列走行は出来ない

丁字路ここから対面2車線
 黄色線



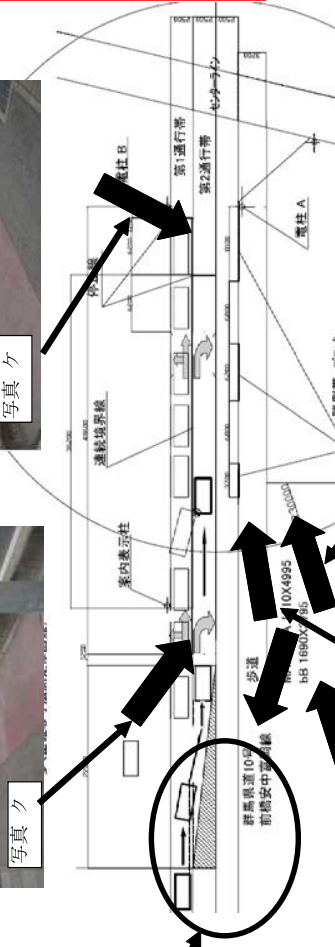
土曜日、17時前後の信号停車状況
 榎高東交差点は、交通量が夕刻非常に多く
 第1通行帯は赤信号で先頭車が停止すると
 2-3秒でブレイク付近まで停車車両が詰
 めで停止する。



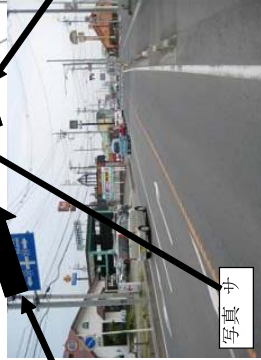
同左
 対面側方向から撮影
 前方信号停止で即時第1通行帯
 閉塞



乙第2号証の2



現場全景



ブレイクの車両 通過部が
 甲車がコビニの安中方面寄、ブレイク
 隙間を目標に停止位置から発進し
 た場所



停車現場保存後、乙車は前橋寄の
 第2の隙間からコンビニ駐車場に入り
 事故処理に対応した
 (警察車両到着後)

追突現場 再現写真

甲(加害車両)、乙(被害車両)の衝突痕からの再現
写真 (甲車は一回り小型の車を使用して再現例示)

乙第2号証の3



写真 R1

相対位置関係

右折のためタイヤがフェンダーから出る

- ① 甲のタイヤと乙の接触が無い為、甲は完全に追いかけて追突している。
- ② 位置関係から甲のホイールは乙に接触していない。乙の甲のヘッドランプの高さに接触痕無し。



写真 R2

甲車の運転者から乙車がこの位置に見える。

進行方向の視野に乙車が完全に入る。
追突は故意または重大な過失が原因。
乙車は追突を回避する手段が無い。



写真 R3

追突部を斜め後方から撮影

右折のためタイヤがフェンダーから大きく出る

- ① 甲のタイヤと乙の接触が無い為、甲は完全に追いかけて追突している。
- ② 位置関係から甲のホイールは乙に接触できない。



写真 R4

追突部を側方から撮影

追突部とタイヤの位置関係が明確である。



写真 R5

追突部を前上方から撮影

乙車の接触痕範囲からの追突部再現位置

実際の甲車は大型でありバンパーも大きい。

甲車のヘッドランプの衝突痕は乙車に無い。
(接触していない)



写真 R5

追突部を後ろ上方から撮影

乙車の接触痕長さからの追突部再現位置

実際の甲車は大型車でありバンパー部も大型である。



乙第3号証の1

過失割合、原告側主張の経緯

以下 甲： 井陣が運転する加害車両

乙： が運転する被害車両

1. 過失割合

(1) 衝突原因

乙第1号証 事故証明書記載の通り甲の追突。甲車は (ア) 改造車 (イ) 運転未熟 (ウ) 前方、進行方向不確認である。夕刻混雑交差点付近で信号停止中に無理な右折、横断強行が事故原因である。

ア 改造 甲車

車高変更、各部改造を加えた安全性を落とした車両を運行している。視認性(着色シール)、操作性がメーカー標準車から劣化している。

イ 運転未熟

運転経歴が短く、十分安全運転できるレベルに無いものが改造大型車を運転する事に事故原因がある。

ウ 右折は右通行帯の中央線寄りから開始する法規である、左側通行帯上の信号停止からの右折は禁止、違反事項である。

エ 前方、進行方向不確認

交差点内30m 連続通行区分線 通行帯内は黄色線で区切られた禁止指示ではない、但し交通道德・慣習として限りなく禁止ゾーンに近い。甲は自車の進行方向を全く確認せず追突している、重大な過失または故意が存在する。

(2) 被告 側 過失割合は無し (ゼロ)

事故は事故証明書のとおりに追突事故。(別冊 判例タイムズ 16 ---188 頁)

ア 法を犯した行為を行っていない。

乙第3号証の2

イ 斜め後方の信号停車車両甲が 乙車の側方通過完了後突然走り出し追突することを乙車 は予見できない。

ウ 後端から 45cm 範囲に隣通行帯 信号停車中の甲車が 至近距離から発進し追突する車両の動きを乙車は回避できない。

従って 原告側加害者 甲 井陣の過失責任は 10 (100%) である。

2. 原告側主張の経緯

(1) 代理人 我喜 主張

代理人を自称する 我が 2011年02月22日 への電話で「事故の内容はわからないが 8 (甲) : 2 (乙) 過失率だと主張した」。

- (2) 訴訟代理人 崎連絡「ご通知 (受任のご挨拶)」2011年04月28日付表記文書で 被告 車乙が 原告側 甲 井車に追突する判例を引用し に送付してきた。この判例を引用し過失割合は 70 (甲 井) : 30 (乙 兼) と主張した。この引用によれば、乙車が前方を遮った甲 井車に追突したことになり今回の衝突と損傷場所が違う (前・後逆になる) 全く根拠の無い主張である。

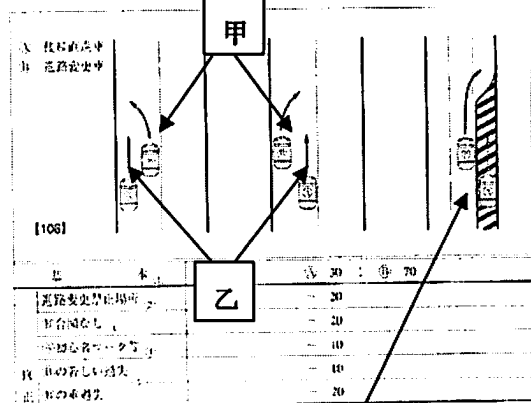
判例タイムズ 16 P186 /適用困難

〒100-0001
東京都千代田区

ご 通 知 (受任のご挨拶)
2011年4月28日

〒170-0042
東京都板橋区
西月井 代理人
(TEL) 03-370-5170 FAX 03-370-5106
九通

謹啓 突然の手紙のご覧をお詫言します。
当院は、本年2月29日午後3時5分頃、新馬場高崎自動車道(1566-1)において、下道側大さきが所有する、 原告様が運転する普通乗用自動車(井陣が運転する普通乗用自動車(以下「井車」と言います。))との間で発生した交通事故に基づく損害賠償に因り、原告から本件事故に関する一切を依頼された次第です。
本件事故に因りまして、今後自当務が担当させていただきます。ご連絡は当院までお願いいたします。
新井及びその家族等の関係者への謝意等は伺くと取りいたします。
さて、本件(事故は、原告車が被告車と衝突、(旧車のおおきと接触したもので、かかる事故態様であれば、過失割合は70(甲井):30(乙兼)が基本となります(判例判例タイムズ16p186[106])



今回はセ・アラゾーン=反対車線なのでありえない

乙第3号証の3

(3) 被告 の回答

「判例タイムズ 16 P188 / 追突」を根拠に 崎に「相手方 過失無し」を回答した。

(3) 追突事故（被追突中に法24条違反がある場合）

追突事故の場合、基本的には被追突車には過失がなく、追突車の前方不注意や車間距離不保持等の一方的過失によるものと考えられる。したがって、一時停止の規制に従って停止した車両や歩行者等の理由で停止した車両に追突した場合の基本割合は、追突車100：被追突車0ということになる。ところで、本基準表は、法24条違反の理由のない急ブレーキをかけたために事故が発生した場合のみを前提としている。追突事故一般についてこの基準が適用になるものではない。後記「9 駐車中車両に対する追突事故」も参照されたい。

判例タイムズ 16 P188 / 追突

(4) 甲第7号証、架空事故資料 （乙第3号証の5）

訴訟代理人 崎弁護士は2011年08月25日付で 事件番号 平成23年（ノ）第36号債務額確定調停事件“甲第7号証”を送付してきた。
記載事項の

ア 事故現場が架空の場所

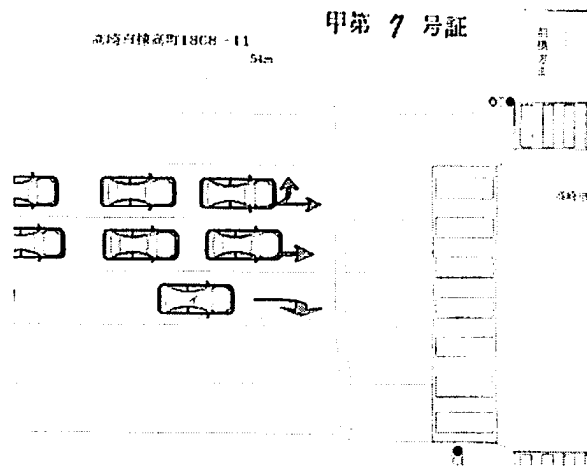
崎弁護士送付資料の場所は 高崎渋川バイパスの片側3車線道路を明示している。同日、甲、乙 両車とも 安中方面から前橋に向かって走行しており渋川方面から高崎に向かった事実は無い。

「甲第7号証」に記載位置はモスバーガ前方 「菅谷町1243-14」である。

イ 記載された状況も架空であり、ここに記載された事故内容と被告が追突された事故は無関係である。

本主張から原告側、訴訟代理人は過失率主張の根拠の基本である、事故の事実すら把握せず 単に過失率の数字のみを主張していることが明白である。

乙第3号証の4



(5) 事故現場確認

事故証明書記載の棟高町 1868・11 について高崎警察署交通課に確認を依頼した。交通事故調書の現場は「前橋安中富岡線セブンイレブン前面での追突と明確に図示」されており、住所の表示変更等は不要との見解である。(実況見分調書は訴訟時裁判所からの送付嘱託時のみに発行との説明であった。) 尚、セブンイレブン棟高町店の地籍は 1868・118 である。

甲第7号証

高崎市練高町1868-11

5.4m

7m

歩道3m

乙第3号証の5

高崎市街地方面

前橋方面



中央分離帯

セブライオン

6.4m

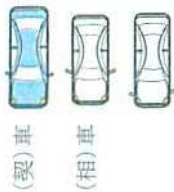
渋川方面

歩道3m



縮尺 1/200

方位



事故状況

(契)車(A)は、北から高崎市街地方面に第2車線を走行。

(契)車(B)は、信号待ちで停止。

(契)車(C)は、右折車線に進路変更時に後続車(ア)に衝突。

(契)車はその場で停止。(作)車(イ)は、約10m先で停止した。

項目	契約者側	相手側	項目	契約者側	相手側
制限速度	法定	法定	発見地点	()で相手() (約 m)	()で相手() (約 m)
規制標識	駐禁・駐車禁、追越禁、はみ出し禁、一時、一方通行・転回禁・横断禁止	駐禁(駐)禁、追越禁、はみ出し禁、一時、一方通行・転回禁・横断禁止	危険を感じた地点	()で相手() (約 m)	()で相手() (約 m)
見通し	() 良い・悪い	() 良い・悪い	回避措置	ブレーキ・ハンドルの踏音・加速・不聴・推	ブレーキ・ハンドルの踏音・加速・不聴・推
交通量	渋滞・混雑・普通・閑散	渋滞・混雑・普通・閑散	停止地点	(C)	(イ)
路面状況	乾燥・湿潤・積雪・凍結	乾燥・湿潤・積雪・凍結	信号確認地点	() その時の色()	() その時の色()
照明灯	明るい・暗い・照明灯なし	明るい・暗い・照明灯なし	一時停止地点	() 再停止地点()	() 再停止地点()
連続状況	平坦・上り・下り・右カーブ・左カーブ	平坦・上り・下り・右カーブ・左カーブ	合図開始地点	() スリップ直(m)	() スリップ直(m)

反訴状

2012年02月20日

高崎簡易裁判所御中

事件番号 平成24年(ハ)第81号

債務不存在確認請求事件

〒370-0001

住所

反訴原告(本訴被告)

〒370

住所

反訴被告(本訴原告) 井 陣

損害賠償請求事件

訴訟物の価額は 金 441,920 円

貼用印紙額 金 ^{1,000}~~5,000~~ 円

事件番号 平成24年(ハ)第81号について本訴被告は以下の通り反訴を提起する。

請求の趣旨

- 1 反訴被告は反訴原告に対し金441,920円を支払え。
 - 3 訴訟費用は反訴被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 反訴被告の加害交通事故起因の損害賠償

1 発生事故 (甲第1号証)

- (1) 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分ころ
- (2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11 群馬県道10号線
前橋安中富岡線 棟高東交差点付近
- (3) 反訴被告 井 陣が運転する 車両番号 高崎33(300
が 反訴原告 が所有し 訴外 が運転する車
両番号 高崎 に後方から追突した事故

(乙第4号証)

2 反訴原告の損害

- (1) 反訴原告の損害額は 44万1920円である (乙第5号証)

内訳	ア 車両破損損失修理代	153,330円
	イ 不稼動時代替車両使用料	75,600円
	ウ 内容証明他費用	32,990円
	エ 損失費用	180,000円

- (2) 本事故の処理に対する対応、過失割合 (平成24年(ハ)第108号乙第2号証) (平成24年(ハ)第108号乙第3号証)

ア 事故処理

本事故発生時 反訴被告は任意保険を適用した処理を企てたが、平成22年12月21日車両入替後事故発生時までには保険の車両組替手続が行われず、付保車両切替期限を超過し反訴被告の車両の任意保険は失効し、このため反訴被告と日本興亜損保(株)間での係争が1ヶ月以上継続した。(乙第5号証) 適用保険会社の同意なき修理は不払理由となる

ため反訴原告車両の修理が遅延し不稼動損失、二次損失が
発生・拡大した。(乙第6号証)

イ 事故過失割合

本件は混雑交差点付近における反訴被告の交通法規違反および重大な過失に起因する一方的な追突事故であり反訴被告の過失割合が10(100%)である。また、反訴被告訴訟代理人 崎らの主張は発生場所、車両の走行道路、事故の状況等 架空捏造である。

(平成24年(ハ)第108号 乙第3号証)

ウ 損失費用等

損失費用等については反訴被告、日本興亜損保(株)および代理人に対し反訴原告より最小化のための善意の連絡を繰返したが、反訴被告と日本興亜損保(株)間の係争による対応遅延で反訴原告の損失最小化の提案は無視され損失が拡大した。被害車両修理費用及び下記損失費用は反訴原告 と当該時点での反訴被告代理人・日本興亜損保(株) 群馬損害保険センター 瀬 間で平成23年3月8日に反訴被告側が全額支払う協議・合意が対応遅延に対する謝罪と同時に完了している。(乙第5号証)

(ア) 不稼動時代替車両使用料	75,600 円
(イ) 内容証明他費用	32,990 円
(ウ) 損失費用	180,000 円

第2 結論

以上の経緯に基づき反訴原告は 反訴被告の責任に起因する損害に対し速やかな賠償支払を求め訴えを提起する。

立証方法

- 1 乙第6号証 事故処理の経緯
- 2 乙第7号証 調停期日呼出状（抜粋）
- 3 乙第8号証 調停申立書に対する反論（抜粋）

付属書類

- 1 反訴状副本 1通
- 2 証拠説明書正本、副本 各1通
- 3 乙号証正本、副本 各1通
- 4 文書送付嘱託申立書（高崎警察署） 1通
- 5 文書送付嘱託申立書（日本興亜損害保険株式会社） 1通

平成24年(ハ)第81号
債務不存在確認請求事件

損害賠償請求事件
反訴原告

反訴被告 井 陣

証拠説明書

高崎簡易裁判所第1係

平成24年02月20日

反訴原告

符号番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙6号証	事故処理の経緯	平成23年9月10日		事故発生後の対応	
乙7号証	事件番号平成23年(ノ)第36号債務額確定調停事件調停期日呼出状調停申立書(抜粋)	平成23年7月1日	高崎簡易裁判所A係	加害車両の所有者を虚偽記載し事故と無関係の者を申立人とした虚偽の調停申立書	
乙8号証	事件番号平成23年(ノ)第36号債務額確定調停事件調停申立書に対する反論(抜粋)	2011年9月10日		乙7号証の調停申立書の虚偽記載内容に対する、反論及び事実に基づくその証拠、根拠当該事故の内容を記載	

乙第6号証

事故処理の経緯

No	日付	事実関係	内容
1	2011/2/20 日	追突事故発生	井陣 現場で、コンビニに信号停車から車線越え発進右折しようとしてb8に追突
2	2011/2/20 日	帰り道 待込	21日修理費 一次見積
3	2011/2/21 月 午前	井任意保険失効	自称代理人 井からの連絡 車を入れ替えたが連絡が無かった為期限切れ失効 契約の問題があり 使えるようになる方向で進めている。
3	2011/2/22 火		夜 井で 井が協議、結果を22日9:00に連絡との説明 井からの説明 (電話、が時間内に無いため 井から確認。) こちらの電話に 井が 井8: 2分担当を主張 (根拠無) の修理着手はOK、100:0 は難しいと主張、ネット支払い最低8割は確約する。 保険が無効でも新井に払わせる。
4	2011/2/26 土	実際に来なかった	井からの連絡 2/26夕方ゴージャが出て月曜日に に行ける、と回答
5	2011/2/26 土	自宅に請求	10:15 井が電話に出ないため、 井宅に連絡 電話に出た祖母に下記3点 メモ伝達を依頼 -修理着手する -不稼働分の代車費用請求通告 -修理費全額支払い要求
6	2011/2/26 土		夜アルカに連絡 保険会社に聞かないと判らない、休みなで確認後連絡する。
7	2011/3/4 金	支払い確約再確認	アルカから「 受付の 」に連絡 「 サホトの さん保険対応OKとのこと」
8	2011/3/4 金		「受付の 井さん」から日本興亜損保本体への電話確認 保険適用 現状できないとの回答
9	2011/3/4 金		井から 井宛 請求の事実を明確にするため、先ず修理費用分に関する 請求書類および内容証明郵便発送。
10	2011/3/4 金		日本興亜損保/前橋 井から への電話 支払いが出来るかどうか未だ決まっていない、先々支払えることになれば連絡する。
11	2011/3/8 火	任意保険失効通知 対応遅延謝罪 保険復活時支払合意	日本興亜損保/群馬損保C 井から への電話 -本件保険支払いの可能性無し、極めて困難 社内手続きに時間が相当かかる(1週間では無理、2週以上) 理由は社内規則で言えない 社内手続きとは支払えない事を社内確認することである。 - 井の説明 保険に関する不具合で が修理を保留した、このため業務用車が使用 できない為の二次損がさらに膨れ修理費より大きい、責任補填すること。 - 2週以上なぜ現物確認もしないのか - なぜ対応を放置するのか - アルカとは何者か、本当の代理店か。 万一保険適用になれば本件係争の責任は 井に全く無いので、 支払額は全て 請求どおり。 領収書 井宛でよい。ケームは一切つけない。 社内確認が完了し保険対応無しが確定すれば保険会社も、代理店も降りる、個人 間の協議になる、本件ほほそうなる見通し。 修理着手、完了を通告 以後対応全く無し
12	2011/3/20 日	自宅に再度請求	井から 井自宅に電話/父親が替わる - 1ヶ月経過しても何も修理対応、処理に有効な対応をしていない、どうするつもりか。 - 井父 回答 ・保険会社がずっと適正な対応をしている ・保険会社経由の適正な対応になぜ自宅にまで電話するのか、警察を呼ぶぞ ・うるさい、自宅に電話するな
13	2011/3/22 月	興亜損保方針が一転 係争収束の模様	日本興亜損保/群馬損保C 井林から への電話 保険対応することになった、保険会社の条件を先ず出す。 既に協議済み 上記事前協議済みどおりの対応で良い。 請求全額支払いで 井氏電話協議合意済。(一事不再理、合意を覆す理由が無い) 以下は 井林とのやり取りの通り

事件番号 平成23年(ノ)第36号
債務額確定調停事件

申立人 井 哲 外1名

相手方 外1名

調停期日呼出状

平成23年7月1日

相手方 殿

高崎簡易裁判所A係

裁判所書記官 青 山

代表電話027-322-3541 内線(1115)

FAX番号027-321-7507



頭書の事件について、当裁判所に出頭する期日及び場所は下記のとおり定められましたから、出頭してください。

記

期日 平成23年8月31日(水) 午前10時00分

場所 当裁判所 簡易裁判所書記官室 (1階)

(注意事項)

やむを得ない場合を除き、必ず本人が出頭してください。

病気やその他やむを得ない事情で期日に出頭できない場合や、弁護士、司法書士以外の人(例えば親族や担当社員など)を代理人にしたい場合は、当裁判所にお問い合わせください。申立に使用した印鑑及び、この事件に関係があると思われる書類等をお持ちでしたら、当日持参してください。

実情に沿った紛争解決ができるように、調停期日では、事件の実情やあなたの言い分を十分お聴きします。

調 停 申 立 書

2011年6月27日

高崎簡易裁判所 御中

申立人ら代理人

弁護士

崎 幸

当 事 者 の 表 示

〒370-

群馬県

申立人

井

哲

同所

申立人

井

陣

〒370-

群馬県高

【送達場所】

崎 法 律 事 務 所

申立人ら代理人弁護士

崎 幸

〒370

群馬県

相手方

同所

相手方

一般調停

調停事項の価額 金 40万9616円

ちょう用印紙額 金 2500円

申 立 の 趣 旨

申立人新井陣が、相手方 に対して支払うべき損害賠償額は、3万2304円を
を超えて存在しないことを確認する。

との調停を求める。

紛 争 の 要 点

1 申立人らと相手方らとの間で、次の交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した（甲1）。

(1) 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分頃

(2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11

(3) 関係車両 申立人 井哲（以下「申立人哲」という。）が所有し、申立人新井陣（以下「申立人陣」という。）が運転する普通乗用自動車（以下「申立人車」という。）

乙第7号証の3

相手方 (以下「相手方」) という。) が所有し、相手方 (以下「相手方」) という。) が運転する普通乗用自動車 (以下「相手方車」という。)

(4) 事故の態様 申立人車が車線変更する際、相手方車と接触した。 ()

2 当事者双方の損害

ア 申立人車は損傷を受け、その修理額は金25万0089円である (甲2, 3)。

イ 相手方車は損傷を受け、その修理額は金15万3330円である (甲4, 5)。

3 本件事故の示談交渉の経緯、本件事故の過失割合

ア 本件事故は、上記のように、申立人車が車線変更しようとしたところ、相手方車と衝突したものであり、本件事故の過失割合は、相手方ら=30%、申立人ら=70%が相当である。そして、上記過失割合に基づき処理すると、相手方は、申立人車に対して、 $25万0089円 \times 30\% = 7万5027円$ を賠償する義務を負い、申立人陣は、相手方雅夫に対して、 $15万3330円 \times 70\% = 10万7331円$ を賠償する義務を負い、双方の損害賠償請求権を対等額で相殺すると、申立人陣は、相手方に対して3万2304円の損害賠償債務を負うにすぎない。

イ これに対して、相手方は、申立人らに対し、相手方車の修理費全額その他、「不稼働時代替車両使用料」「逸失時間補填」などとして合計44万1920円の不当かつ過大な請求をしている (甲6)。

4 以上のように、申立人らは、本件事故によって相手方雅夫に生じた損害について3万2304円の適正な賠償をするつもりであるが、相手方が申立人らに44万1920円という不当かつ過大な請求を行い、当事者間での解決が困難な状況である。

5 よって、申立人陣は、相手方に対して支払うべき損害賠償額は、3万2304円を超えて存在しないことを確認を求め、本申立をするものである。

証 拠 書 類

- | | |
|--------|---------------|
| 1 甲1号証 | 交通事故証明書 |
| 2 甲2号証 | 写真 (申立人車) |
| 3 甲3号証 | 修理費明細書 (申立人車) |
| 4 甲4号証 | 写真 (相手方車) |
| 5 甲5号証 | 見積書 (相手方車) |
| 6 甲6号証 | 通知書 (相手方雅夫作成) |

添 付 書 類

- | | |
|---------|-------|
| 1 申立書副本 | 1 通 |
| 2 甲号証写し | 各 2 通 |
| 3 委任状 | 2 通 |

送 付 書

()

2011年8月25日

〒370-

群馬県高

岡 法 律 事 務 所

申立人代理人弁護士

岡

幸

下記の書類を送付します。

※受信された際には、下欄の受領書に日付を記入し、記名押印の上、そのまま（送付書と受領書を切り離さずに）送付者及び裁判所にファクシミリで送信してください。ファクシミリをお持ちでない場合にはご郵送でお願いいたします。

記

高岡簡易裁判所

事件番号 平成23年（ノ）第36号

当事者（申立人） 井 折 外1名

（相手方） 外1名

文 書 名 申第7号証 1通

通 信 冊

----- 切り取らないで下さい -----

受 領 書

上記書類を受領しました。

2011年 月 日

相手方

高岡簡易裁判所 御中

弁護士 岡 幸 殿

乙第8号証の1

調停申立書に対する反論

2011年9月10日

高崎簡易裁判所御中

事件番号 平成23年(ノ)第36号

債務額確定調停事件

申立人 井 哲 他1名

相手方 : 他1名

反論の主旨

申立人 井 陣 が 相手方 に支払うべき損害賠償額は441,920円である。

反論の要点

乙第1号証の交通事故証明書に記載された下記交通事故に関する申立人の不当な主張に対して反論申立する。

1. 発生事故

- (1) 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分ころ
- (2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11 群馬県道10号線 前橋安中富岡線 棟高東交差点付近
- (3) 申立人 井 陣が運転する 車両番号 高崎 330 00 が相手方が運転する車両番号 高 に後方から追突した事故

2. 当事者双方の損害

- (1) 申立人の損害 (乙第2号証)
申立人の修理額は25万0089円を主張するが、乙第2号証記載の通り 甲第2号証中に当該事故に起因しない損傷の修理額の不当な加算が含まれること、甲第2号証は見積額の提示のみで修理実施の事実が存在しないため、実際の損害額は申立人の主張する金額より相当低いと想定される。
- (2) 相手方の損害額は 44万1920円である (乙第3号証)
内訳 ①車両破損損失修理代 153,330円
②不稼動時代替車両使用料 75,600円
③内容証明他費用 32,990円
④損失費用 180,000円

3. 本事故の処理に対する対応、過失割合 (乙第4号証) (乙第5号証)

(1) 事故処理

本事故発生時 申立人は任意保険を適用した処理を企てたが、車両入替後

事故発生時までには保険の車両組替手続が行われず、「期限の 30 日以内」を超過し申立人の車両の任意保険は失効していた。このため申立人と日本興亜損保(株)間での係争が 1 ヶ月以上継続し車両修理代以外の損失が拡大した。

2011 年 3 月 22 日から同係争が収束した模様で、日本興亜損保の 林が代理人と称し相手方 〇〇に不合理な要求をもって接触してきた。その後 日本興亜損保の契約弁護士 〇〇崎が代理人を自称して接触してきた。

(2) 過失割合

本件は混雑交差点付近における交通法規違反および重大な過失に起因する一方的な追突事故であり 申立人の過失割合が 10 (100%) である。

また、申立代理人 〇〇崎の主張は 発生場所、車両の走行道路、事故の状況等 架空の捏造であり、反社会的且つ不当な主張の中止を強く要求する。

(3) 追加的損失

下記追加的損失については申立人、日本興亜損保および代理人に対し相手方より最小化のための善意の連絡を繰返したが、申立人と日本興亜損保(株)間の係争優先で相手方の損失最小化の提案は無視され損失が拡大した。

尚、下記費用は相手方 〇〇と日本興亜損保(株) 群馬損害保険センターロセ 間で申立人側が全額支払う協議・合意が済まされている。

②不稼動時代替車両使用料	75,600 円
③内容証明他費用	32,990 円
④損失費用	180,000 円

4. 反論申立

以上の経緯に基づき申立人は 申立人の一方的責任に起因する相手方の損失に対し速やかな弁済支払いを行い、反社会的行動に対し謝罪することを要求し相手方 〇〇は本反論を申し立てる。

証拠書類

1 乙第 1 号証	交通事故証明書
2 乙第 2 号証	申立人 甲第 2 号証 に対する反論
3 乙第 3 号証	相手方 〇〇 の損害額
4 乙第 4 号証	過失割合、事故詳細
5 乙第 5 号証	事故対応の経緯
6 乙第 6 号証	弁護士 〇〇崎送付資料
7 乙第 7 号証	代替車両借用書

乙第8号証の3

申立人 甲第2号証 に対する反論

1. 甲第2号証 記載内容

- (1) 撮影日時が事故日から 18 日後であり、その間継続的に走行・使用されていたと推定する、甲車は大型の高剛性車であり損傷は軽微なものと推定する。
- (2) 甲第3号証 修理費明細書は査定額を示したもので、修理の実施については何も記載されていない、また、本件に関しては相手方 側には修理連絡がされていない。上記 2011年03月08日 19:41 の ロセの説明と内容に齟齬が存在する。(「保険適用が99%無い」車両の修理査定をなぜ3月9日 翌日するのか、疑義がある。)
- (3) 便乗修理

下記添付写真①が乙車の追突による損傷部である、これは写真②の甲車バンパー損傷部との接触によると推定できる。

しかし、

写真③の甲第2号証 16番写真に相当する位置に乙車の損傷が無い。

写真④の甲第2号証 19番写真に相当する位置は乙車の損傷位置より後方になり損傷位置に届かない、また金属ホイールの「齧り損傷」の傷が乙車に無い。

事から写真③、写真④ に示された損傷は今回の甲車の追突事故に起因していないものと判断できる。 便乗修理費を相殺見積に加算することは不当である。

① 乙車損傷部



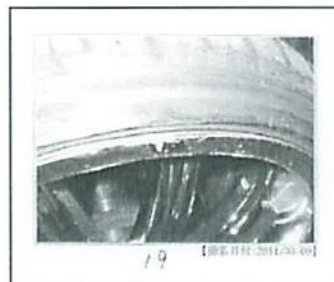
② 乙車損傷部 1



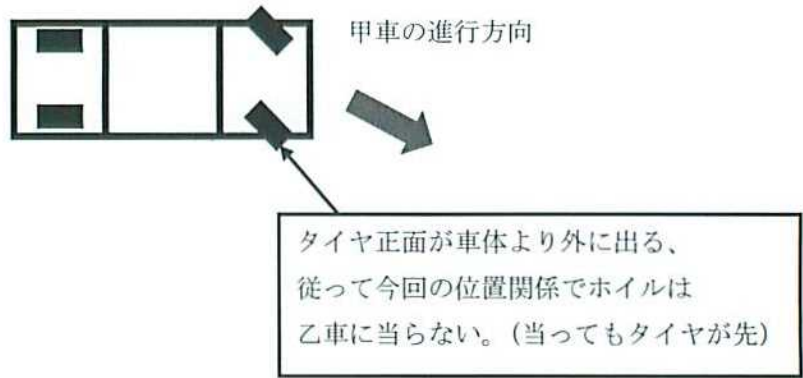
③ 乙車損傷部 2 別事故起因
傷高さに乙車衝突痕無

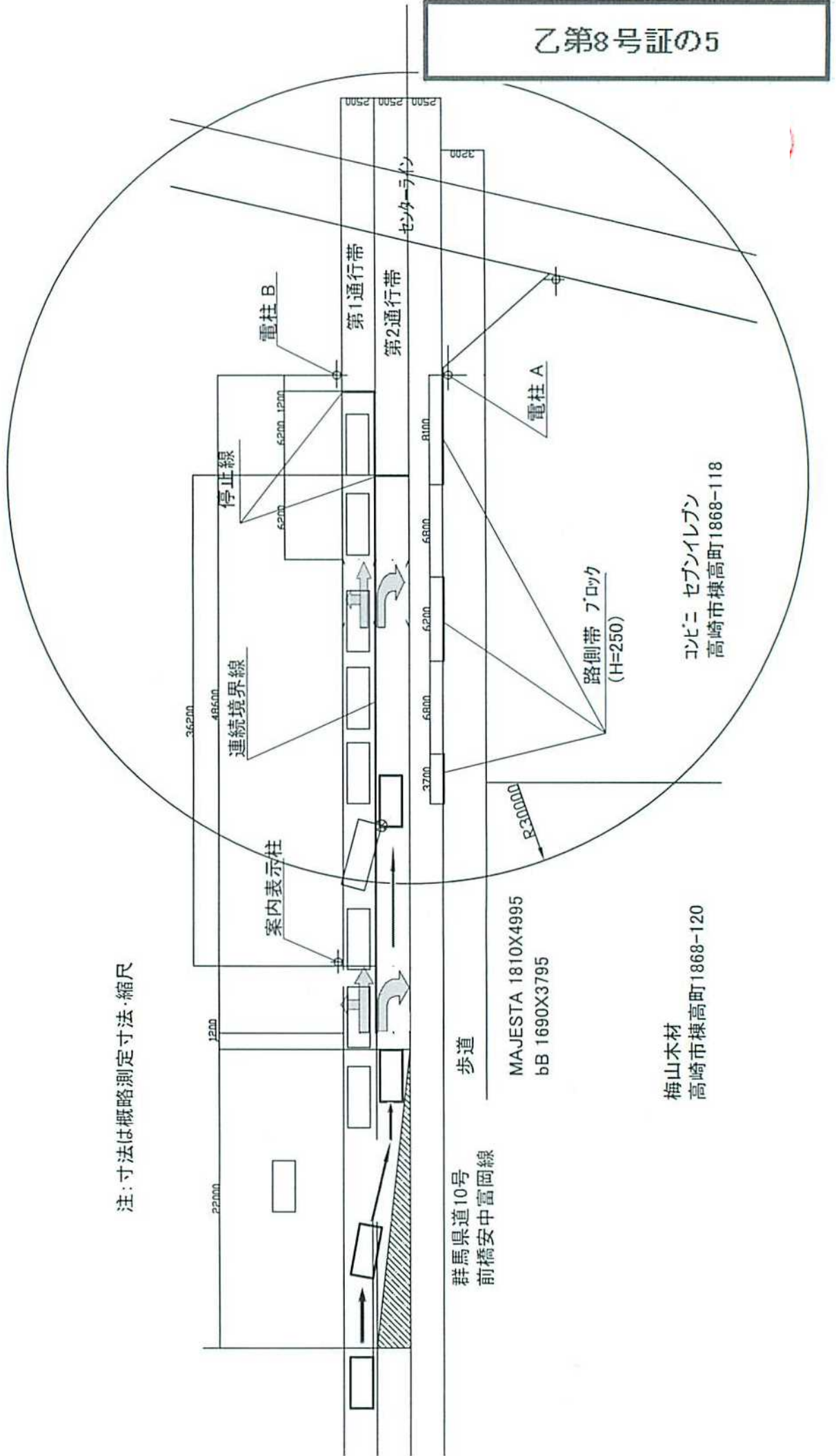


④ 乙車損傷部 3 別事故起因
金属同士の接触痕乙車に無



(3) 参考：位置関係と接触部位





注: 寸法は概略測定寸法・縮尺

コンビニ セブンイレブン
高崎市棟高町1868-118

梅山木材
高崎市棟高町1868-120

2. 追突事故発生後の対応

1. 申立人、保険会社・日本興亜損保間の係争

(1) 任意保険失効

昨年 甲車入替後事故発生日迄 30 日以上を経過し任意保険は失効。

同業の「三井住友海上保険」「あいおい損保」担当に見解を求めた、その内容を下記に参考を示す。(両社共通)

- ① 車のことは必要事項が車検証に明記されている。
- ② 保険のことは自賠責も任意保険も保険証に明記されている。
両者とも即時、その場で有効性は誰が見ても判断できる。
- ③ 保険金不払問題以降、業界の社内統制は厳密であり即時有効でない
保険を1ヶ月以上経過してから復活することはない。
万一、発生・発覚すれば経営者が監督官庁から責任を問われる。

(2) 日本興亜損保 / 代理人 崎の連絡は下記であり見解の相違が大きい。

日本興亜損保の社内統制上の課題で問題を発生させ事故の処理を遅延させた。

ご 通 知

2011年5月20日

〒370 -
群馬県

非障
日本興亜損害保険株式会社 代理人

〒370 - 4 4 4

本年4月28日、非障の代理人として、通知書をご送付いたしました。貴殿より、日本興亜損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、「貴社保険の不具合の件」と題する書面（以下「本件書面」といいます。）をご送付頂きました。本件書面の件で、当社から対応一切の委任を受けましたので、当社を代理して、ご回答いたします。今後は、当社に対するお問い合わせも当殿までお願いいたします。

さて、本件書面の件に関します当社の回答ですが、一定のお時間を頂戴したのは、本件において保険契約が適用されるかどうかを確認するためです。言うまでもなく、損害保険会社は、契約者と締結した保険契約に基づき、各種の事故に対応することになるものであり、まずは当該保険契約が当該事故に適用されるかどうかを確認する作業が不可欠です（これは、全ての損害保険会社が行っている作業です）。この確認作業にどの程度の時間を要するかは、

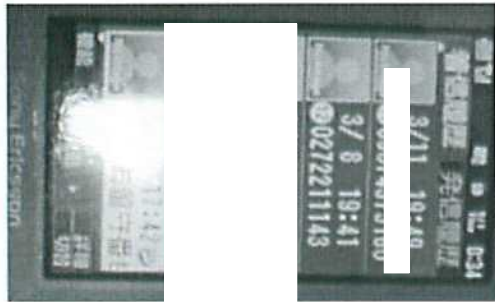
検討すべき契約条項、それを判断する上で必要な調査事項により異なることとなります。

そして、当社と致しましては、今回の確認作業に要した時間はやむを得なかったものと考えております。もっとも、貴殿より、本件書面において、「大変な迷惑を受けている」とご指摘を頂いたことは大変遺憾に存じます。

乙第8号証の7

(3) 申立人、保険会社 の対応

- 1) 車両入替後 30 日以上経過し任意保険は失効。(代理店 株式会社 が電話で下田に 2011 年 02 月 21 日説明)
- 2) 保険代理店、保険会社は失効の確定手続きを進めた。
- 3) 申立人、保険会社の係争後、約 1 ヶ月後に失効した保険をよみがえらせた。
- 4) この間、代理店 から に相手方被害車両の修理を電話発注したまま無視。(は発注を電話 から受けている。)
- 5) 日本興亜損保 ロセは「任意保険は失効」の連絡とともに、長期間「新井・日本興亜間の揉め事で」 へ対応が酷いことを謝罪した。 その際、万一復活時には被害車両修理費、代車、その他 2 次損まで要求どおり支払うと説明、同意・支払合意した(但し、復活は 99%以上無く、100%無いことの社内確認手続き中と説明した)。



左記② が からの着信記録
電話番号 027-221-1143
は日本興亜損保 群馬損害保険センター
の番号と一致した。

- 6) 2011 年 03 月 22 日失効保険を再生した模様で、保険担当者を から に変更、謝罪・支払い合意、経緯を踏み倒し、振出からの交渉を要求してきた。
経緯を無視した一方的な興亜損保側の対応に対し は首尾一貫した対応をした。
- 7) 小林が交渉を打ち切り、不明な 4 人目の自称代理人 弁護士登場、全く状況の当てはまらない判例引用、高圧的な交渉を要求してきた。
- 8) 本件の自称代理人 4 名は連絡・関連文書が来る度に主張、説明の主旨が振れ、信用に値せず、社会常識上交渉の当事者と認識できない。
下記に代理人 篠崎の送付資料の見出しを添付する。

様
様

ご 通 知 (受任のご挨拶)

2011年4月28日

〒370-
群馬県高

新井 陣 様

弁護士 崎 幸

謹啓 突然のお手紙のご無礼お許し下さい。

当職は、本年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、
様が所有し、様が運転する普通乗用自動車と、新井陣が運転する普通乗用
自動車（以下「井車」と言います。）との間で発生した交通事故に基づく損害賠償に関し
て、新井から本件事故に関する交渉一切を依頼された弁護士です。

本件事故に関しましては、今後は当職が対応させていただきますので、ご連絡は当職までお願い
いたします。

様

ご 通 知

2011年5月20日

〒370-
群馬県高

崎 法 律 事 務 所

井 陣

日本興亜損害保険株式会社 代理人

弁護士 崎 幸

謹啓 本年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、貴殿
が所有し、様が運転する普通乗用自動車と新井陣が運転する普通乗用自動車との間
で発生した交通事故（以下「本件交通事故」といいます。）の件でご通知いたします。

本年4月28日、新井陣の代理人として、通知書をご送付いたしましたが、貴殿より、日
本興亜損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、「貴社保険の不具合の件」と
題する書面（以下「本件書面」といいます。）をご送付頂きました。本件書面の件で、当社
から対応一切の委任を受けましたので、当社を代理して、ご回答いたします。今後は、当社
に対するお問い合わせも当職までお願いいたします。

様
様

ご 通 知 (受任のご挨拶)

2011年4月23日

〒370-0001

群馬県高崎

崎 法 律 事 務 所

井陣 代理人

(法027)

弁護士

崎

幸

謹啓 突然のお手紙のご無礼お許し下さい。

当職は、本年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、
[]様が所有し、[]様が運転する普通乗用自動車と 井陣が運転する普通乗用
自動車(以下「井車」と言います。)との間で発生した交通事故に基づく損害賠償に関し
て、新井から本件事故に関する交渉一切を依頼された弁護士です。

本件事故に関しましては、今後は当職が対応させて頂きまますので、ご連絡は当職までお願
いいたします。

[]井及びその家族等の関係者への御連絡は固くお断りいたします。

さて、本件交通事故は、井車が車線変更する際、[]様のお車と接触したものです。

かかる事故態様であれば、過失割合は70(井):30([]様)が基本となります(別
冊判例タイムズ16p186【106】)。

また、物損の場合、その損害は文字通り財産的損害に留まり、それが回復されればそれ以
上の損害が発生する余地はありませんので、当方で、「逸失時間填補」なるものをお支払い
しなければならない理由は一切ございませんので、その点ご了承ください。

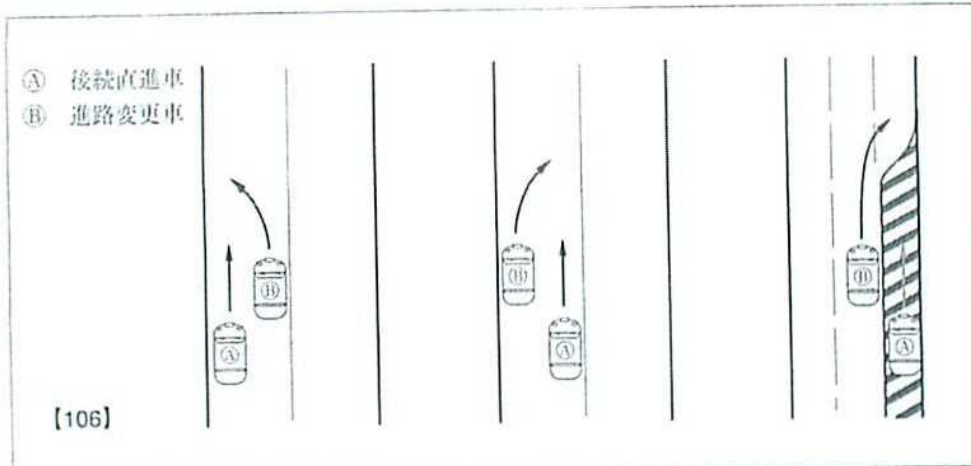
代車使用料及び郵送費用につきましても、何ら立証資料及び根拠が示されない中、当方で
負担しなければならない理由はないものと考えております。

従いまして、[]様に生じている損害(修理費として15万3330円)の7割(10万
7331円)を当方が負担し、井車の修理費25万0089円の3割(7万5027円)
を[]様に御負担いただくこととなりますので、これを対当額で相殺処理すると、当方
が[]様に3万2304円をお支払いして示談となります。

なお、「逸失時間填補」に[]様が固執されるようであれば、当事者双方で話し合いを進
めても事態が進展しないことは誰の目から見ても明らかですので、当方と致しましては、高
崎簡易裁判所に調停を申し立てさせて頂き、今後は、調停委員会及び裁判官の意見を踏まえ、
適切に処理させていただく所存です。この点、ご加入の損害保険会社様とご相談されること
を是非ともお勧めいたします。

以上、御検討のほど、よろしくご願ひ申し上げます。

敬具



[106]

基 本 ①		① 30 : ② 70
修 正 要 素	進路変更禁止場所 ②	- 20
	③合図なし ③	- 20
	④初心者マーク等 ④	- 10
	⑤の著しい過失	- 10
	⑥の重過失	- 20
	⑦15km以上の速度違反	+ 10
	⑧30km以上の速度違反	+ 20
	⑨ゼブラゾーン進行 ⑥	+ 10~20
	⑩の著しい過失	+ 10
	⑪の重過失	+ 20

① ③が左右いずれから進路変更する場合もある。④が適法に進路変更の合図をしていることを前提とする。この形態の事故は、双方の速度に差のあることが前提となる。⑦の速度が⑧より高速であるか、進路変更時に⑧が減速するか、又は⑦が加速中であるかのいずれかである。このような⑧の進路変更は、原則として⑦の速度又は方向を急に變更させることとなるから、基本的には⑦に有利に考えるべきであるが、⑦としても、⑧があらかじめ前方にいるのであるから、⑧の合図等により、進路変更を察知して適宜、減速等の措置を講ずることにより追突を回避することは、前車が進路変更と同時に急制動をかけたような場合は別として、一般にさほど困難ではない。そこで、基本割合では、⑦にこのような前方不注意の過失があることを想定している。

② 車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の変更の禁止を表示する道路標示によって区画されているときは、原則として、その道路標示を越えて進路を変更してはならないものとされているから(法26条の2第3項、なお例外につき同項各号を参照。)、このような進路変更禁止場所での進路変更については、②に20%加算修正する。

③ 合図なしとは、方向指示器等により右折等の合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならないのにこれを欠く場合をいう(法53条1項)。進路変更の合図は、④の前方不注意義務違反の基礎として重要な意味を持つものであるから、その違反については20%の割

合
し
全
け
の
⑤
い
⑥
が
る
⑦
い

(3) 追突事故（被追突車に法24条違反がある場合）

追突事故の場合、基本的には被追突車には過失がなく、追突車の前方不注意や車間距離不保持等の一方的過失によるものと考えられる。したがって、一時停止の規制に従って停止した車両や渋滞等の理由で停止した車両に追突した場合の基本割合は、追突車100：被追突車0ということになろう。

ところで、本基準表は、法24条違反の理由のない急ブレーキをかけたために事故が発生した場合のみを前提としている。追突事故一般についてこの基準が適用になるものではない。後記「9 駐停車車両に対する追突事故」も参照されたい。

乙第8号証の11

【10

住
 ①
 ②
 修正要素
 ③
 ④
 ⑤
 ⑥

① 追
 (法
 両等
 はそ
 レー
 基準
 だも
 被
 合を
 ま
 けた
 住
 ② 住
 人が
 物、
 を予
 ③ ①
 ④ 幹
 信
 ⑤ 制
 ラン
 ⑥ 被
 には

様

ご 通 知

2011年5月20日

〒370-

群馬県

崎 法 律 事 務 所

井 陣

日本興亜損害保険株式会社 代理人

弁護士

崎 幸

謹啓 本年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、貴殿が所有し、 様が運転する普通乗用自動車と 井陣が運転する普通乗用自動車との間で発生した交通事故（以下「本件交通事故」といいます。）の件でご通知いたします。

本年4月28日、井陣の代理人として、通知書をご送付いたしました。貴殿より、日本興亜損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、「貴社保険の不具合の件」と題する書面（以下「本件書面」といいます。）をご送付頂きました。本件書面の件で、当社から対応一切の委任を受けましたので、当社を代理して、ご回答いたします。今後は、当社に対するお問い合わせも当職までお願いいたします。

さて、本件書面の件に関します当社の回答ですが、一定のお時間を頂戴したのは、本件において保険契約が適用されるかどうかを確認するためです。言うまでもなく、損害保険会社は、契約者と締結した保険契約に基づき、各種の事故に対応することになるものであり、まずは当該保険契約が当該事故に適用されるかどうかを確認する作業が不可欠です（これは、全ての損害保険会社が行っている作業です。）。この確認作業にどの程度の時間を要するかは、検討すべき契約条項、それを判断する上で必要な調査事項により異なることとなります。

そして、当社と致しましては、今回の確認作業に要した時間はやむを得なかったものと考えております。もっとも、貴殿より、本件書面において、「大変な迷惑を受けている」とご指摘を頂いたことは大変遺憾に存じます。

次に、井陣の代理人として、本件交通事故に基づく損害賠償請求について、お伝えいたします。

当月8日、貴殿より当職宛に頂いたお手紙を拝見した結果、当方と致しましては、当事者間だけでの話し合いによる解決は不可能と判断し、本件交通事故の速やかな解決をはかるため、高崎簡易裁判所に調停を申し立てることといたしました。

以上、よろしくお願い申し上げます。

敬具

事件番号 平成 24 年 (ハ) 第 81 号

債務不存在確認請求事件

反訴原告 (本诉被告)

反诉被告 (本訴原告) 井 陣

文書送付嘱託申立書

2012 年 02 月 20 日

高崎簡易裁判所御中

反訴原告は、頭書事件について次のとおり文書送付嘱託を申し立てます。

第 1 反诉被告 井陣 が所有する 事故車両 登録番号 高崎 330

800 にかけられた当該事故発生日 平成 23 年 2 月 20 日における自動車保険証書並びに関連資料等一切の記録の複写。

第 2 文書の所持者

〒100-0073 東京都千代田区霞ヶ関三丁目 7 番 3 号

日本興亜損害保険株式会社

代表取締役 二宮

電話 03-3593-3111

第 3 証明すべき事実

反訴原告の所有車両が 群馬県高崎市棟高町 1868-11 群馬県道 10 号線 前橋安中富岡線上で追突された日時における反诉被告が主張する有効な自動車保険の存在。

第 4 送付の必要性等

反诉被告の主張する事故発生日日本興亜損害保険株式会社代理店 (株) ホートの我 は有効な自動車保険が存在しない旨反訴原告に通告した。反诉被告側主張に齟齬があるため有効な保険の存在有無を明確にする必要があるため。

事件番号 平成 24 年 (ハ) 第 81 号

債務不存在確認請求事件

反訴原告 (本訴被告)

反訴被告 (本訴原告) 井 陣

文書送付嘱託申立書

2012 年 02 月 20 日

高崎簡易裁判所御中

反訴原告は、頭書事件について次のとおり文書送付嘱託を申し立てます。

第 1 交通事故証明書に記載された事故照会番号 高崎署 第 1169 号 発生日時 平成 23 年 2 月 20 日に関する 現場実況見分調書並びに関連資料等一切の記録の複写。

第 2 文書の所持者

〒370-0805 群馬県高崎市台町 4-3

高崎警察署長 警視正

電話 027-328-0110

第 3 証明すべき事実

反訴原告の所有車両が 群馬県高崎市棟高町 1868-11 群馬県道 10 号線 前橋安中富岡線上で事故証明記載の通り反訴被告の運転する車両に追突された事実。

第 4 送付の必要性等

反訴被告の主張する事故発生場所、事故の状況が交通事故証明書 記載の内容と違う虚偽である。公正な裁判のため事故の事実を記載した公文書が必要である。